

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 衛藤 博昭

1 日 時

令和3年9月22日（水） 午後1時00分から
午後5時05分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

衛藤博昭、今吉次郎、御手洗吉生、馬場林、平岩純子、戸高賢史、末宗秀雄、
小川克己

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

小嶋秀行

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 山田雅文、生活環境部長 磯田健、
病院局長 井上敏郎 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第81号議案については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 第76号議案及び第78号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを、いずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情28、29及び30について質疑を行った。
- (4) 県立病院非常用自家発電設備等の浸水対策工事について、公社等外郭団体の経営状況について及び大分県長期総合計画の実施状況についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (6) 県内所管事務調査及び県外所管事務調査について協議した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 白岩賢一
政策調査課調査広報班 主任 佐藤千種

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和3年9月22日（水）13：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 病院局関係 13：00～13：20

(1) 諸般の報告

① 県立病院非常用自家発電設備等の浸水対策工事について

(2) その他

3 生活環境部関係 13：20～14：50

(1) 合い議案件の審査（付託委員会：総務企画委員会）

第 76号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

第 78号議案 大分県産業廃棄物税条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 81号議案 大分県公衆浴場法施行条例の一部改正について

(3) 付託外案件の審査

陳 情 28 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の提出について

(4) 諸般の報告

① 公社等外郭団体の経営状況について

② 大分県長期総合計画の実施状況について

③ 第3次大分県環境基本計画の実施状況について

④ 第4次おおいた男女共同参画プランの実施状況について

⑤ 大分県地域防災計画の修正について

⑥ 鶴見岳・伽藍岳火山避難計画の改定について

⑦ 第5回「山の日」記念全国大会の開催結果について

⑧ 令和2年度大気環境、水環境、ダイオキシン類、自動車騒音及び環境放射能水準調査結果について

⑨ 大分県人権尊重社会づくり推進条例の一部改正について

(5) その他

4 福祉保健部関係 14：50～16：30

(1) 合い議案件の審査（付託委員会：総務企画委員会）

第 76号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

(2) 付託外案件の審査

陳 情 29 別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する意見書の提出
について

陳 情 30 児童相談所での児童の環境改善について

(3) 諸般の報告

①公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況について

②公立大学法人大分県立看護科学大学の令和2事業年度の業務実績に関する評価結果に
ついて

③公社等外郭団体の経営状況等について

④新型コロナウイルス感染症について

⑤大分県長期総合計画の実施状況について

⑥大分県次世代育成支援行動計画「おおいた子ども・子育て応援プラン（第4期）」の
進捗状況について

(4) その他

5 協議事項

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県内所管事務調査及び県外所管事務調査について

(3) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

衛藤委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日は、委員外議員として小嶋議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員の皆さまに申し上げます。

発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑終了後、挙手をし、私から指名を受けた後、御発言願います。

進行状況を勘案しながら議事を進めていくので、あらかじめ御了解願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案1件、総務企画委員会から合い議があった議案2件、陳情3件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより病院局関係の審査に入ります。

執行部より発言、報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

それでは、①についてお願いします。

井上病院局長 衛藤委員長をはじめ委員の皆さまには、病院局の事業について、日頃より御指導、御支援をいただき、誠にありがとうございます。

御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症のいわゆる第5波の影響で県内では入院患者が急増したため、本院においても第4波の際と同様に、既存の感染症病床に加えて一般の病床の一部を新型コロナウイルス感染症病床に転換し患者の受入れと治療にあたっています。

一般病床を減らしたことに伴い、一部の予定診療を延期するなどして対応しているため、県民の方々には御迷惑をおかけする場合があることを、病院のホームページや院内の掲示などを通じて御説明しています。

次第に、新規感染者数は減少し、改善の兆しが見えてきているため、従来の病床運用に少しずつ戻している状況です。しかしながら、デルタ株の感染力は強力であり、予断を許しません。県立病院としては、今後とも気を引き締めて取り組んでいきます。

本日は、諸般の報告として、県立病院の非常用自家発電設備等の浸水対策工事について、担当課長から御説明します。

石垣会計管理課長 お手元の福祉保健生活環境委員会資料の1ページをお開きください。

県立病院非常用自家発電設備等の浸水対策工事について御説明します。

まず、1 現況・問題点ですが、本院では、浸水被害に対して、病院機能を維持できるよう、病院本館や付属施設の各出入口等へ防水板を設置しています。

また、昨年オープンした精神医療センターについては、センター用の非常用自家発電設備を2階屋上に設置するなど、浸水対策を行っています。

しかし、近年、豪雨災害が頻発、激甚化の傾向が顕著であり、また、昨年7月豪雨では本院のそばを流れる大分川の急激な増水を目の当たりにし、一刻も早い対策強化の必要性を痛感しました。

次に、問題点ですが、防水板を越える浸水があった場合、①から③のような点があげられますが、特に①の非常用自家発電設備については、商用電源が途絶して停電する事態が生じて、設備が1階にあることから、非常用自家発電設備が起動せず、電源の確保ができなくなります。このため、2 浸水対策ですが、ハザードマップで県病周辺の想定最高浸水高が3～5メートルとされていることや近年の大規模水害における想定最高浸水高と実際の浸水高も参考にしながら、最低でも床高6メートル以上の設備棟を新築して、これらの設備の高架化を図る計画としています。

3 工期ですが、遅くとも令和5年の出水期に間に合うよう、速やかに、設計に着手の上、安心安全のために、1日でも早く工事を完了させるよう努めていきます。

4 概算事業費については、設計費が1,500万円程度、工事費が9億5千万円程度を見込

んでいます、設計費については、既決予算で対応することとし、工事費については、令和4年第1回定例会において、御審議をお願いします。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

御手洗委員 本来ならば、本庁が発電施設を造りましたよね、あのときだったんだろうと思うんですよね。各地で災害が起こっており、さきほども説明の中に一刻も早くとありましたが、出水期、6月など言わんで、せめて令和4年度の年度末ぐらいにはできるように、段取りを今からすれば可能ではないかなと思います。多くの皆さんの命を預かっているわけですから、そういう段取りをして年度内完成ぐらいを目指して取り組んでほしいと思います。

石垣会計管理課長 御指摘ありがとうございます。私どもとしても、なるべく県民の安心・安全のために、1日でも早く工事を完了したいと思っています。まだ、実際の設計があがっていないので、これからはなりますが、令和5年の出水期と言わず、1日でも早く完成できるように努力していきたいと思っています。

戸高委員 この設備自体はこのまま使うんですかね。新たに設置するのかわ。

石垣会計管理課長 実は、この設備等も大規模改修時の改修を一応検討したんですが、その際にまだもつとということで改修を延期し、この高架化にあわせて新たに更新したものを納める予定です。

戸高委員 新たに更新するんですね。そうすると、これが使えない期間はないですね。

石垣会計管理課長 病院機能が止まることのないように、継続診療できるようにきちんと準備して更新していきます。

戸高委員 更新費用はまた別途ですかね。

石垣会計管理課長 この9億5千万円に含めた形で今、見積りをしています。

小川委員 この病院、特に県病は多くの命を預かって、当初の段階でそういうことを想定して本来ならしよかな悪かったと思うんですが、今、

築後、20年ぐらいたっちゃんですかね。

井上病院局長 平成4年に今の病院に移っています。もう30年近くなります。

小川委員 もう30年前ということですから、やむを得ないと思っていますが、病院だけではなくて至るところで地下に自家発電を置くという失敗が、公の施設で非常に多いので、特に病院関係は今後は十分対応されると思うんですが、よろしく願いしておきたいと思います。

井上病院局長 本庁の自家発電の高架化のときに、一緒にやりたいという思いが実はありました。ただ、そのときに本館の配管を取り替えないと、いつ破れるか分からない状況があり、一緒に抱き合わせでやれないかだいぶ考えたんですが、費用の面、それから工事の時期の面とか、いろんなことがあり、ちょっと難しいと。その後、立て続けに配管のやり替えと、それから、精神医療センターを急遽立ち上げようという流れがあり、なかなか組み込めずに、言い訳がましいですが、そういうことになりました。

昨年度着手したいという思いがありましたが、今度は新型コロナで陰圧室を増設、その他を急遽優先事項ということになり遅れてしまいました。誠に申し訳ありません。できるだけ早く、工期の工夫という御指示が今あったので、その点も含めて、できるだけ時間短縮を図りたいと思います。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際、ほかに何かありませんか。

末宗委員 2点ほどあるんだけど、ワクチンの件で、国で、効果が薄くなるから3回目という話が今、大体決まってきよるんだけど、お医者さんによっては、専門の医者やろうね、もう2回でいいんじゃないかと、そういう説も随分出てきたから、現場を預かる病院としてはほど

ういふ見解を持っているんかなというところをちょっとお聞きしたいのと、もう1点は、これももちろん国と絡むんだけど、感染症の2類と5類、今、2類を5類にしたがるんだけど、3類、4類を飛び抜かして5類にする話なんだけど、5類にしたらどのくらいの弊害が実際、県病に起こるんかなというのを想定はもちろんできているんだろうと思うから、そこあたりの見解をお願いします。

井上病院局長 3回目のブースターワクチンの件です。これは意見が割れているので、私ごときが結論を申し上げるのは本当にできないんですが、ただ、年内に病院職員に対しての3回目の接種があるかもしれないと、一応念頭には置いています。ただ、ある程度自然感染にさらされると、ワクチンをしている人でも強化と言うか、ブースターが起こってしまうんですね。

だから、ワクチンを本当にしなきゃいけないのか、費用対効果があるのか、これは意見が分かれるところで、ワクチンメーカーは3回目をとという考えもあるんだと思うんですが、ただ、ヨーロッパ、欧米が3回目をやっているの、恐らく国は踏み切るのではないかと。病院職と医療職と高齢者に関しては、やるという決定をするのではないかなと思っています。

それから、2番目の質問、2類を5類にすればどれだけの弊害がということ。これもなかなか答えにくいんですが、実際、2類に相当するのは、MERSとかSARSとかです。5類というのは通常のインフルエンザです。ちょうどその中間なので、今の新型コロナを2類にしてはちょっときつ過ぎる、5類にしては甘過ぎるという、非常に平たく言えばそういうことなので、実際に5類扱いにすると、患者の負担は自己負担が生じます。公費ではありません。恐らく病院の中で完全な隔離は必要ないということになり、そうすると患者が入り乱れて入ってくるので、恐らく院内感染は止められないということになります。となると、ありとあらゆる病棟でコロナが発生して、本来の、例えば、胃の手術をしなきゃいけない人ができないとか、そういったことがとめどもなく起こります。

そういうことなので、実際5類にするのはちょっと乱暴な感じが私にはしております。これで答えになっていないかもしれませんが、以上です。

末宗委員 説明は大変ありがたいんだけど、政治の世界でも、どの世界でも、大体妥協案というのがあって、2足す5は7じゃき、3. 5類とか、3類、4類というのがどういふもんか知らんけど、恐らくね、いや、もしかしたらそれの方が正しいかもしれんのかな。2類から直接5類にやる、定義自体が3と4というのがどういふ定義の下にあるんか分からんしね。

それと、やっぱりどっちみちワクチンをこっだけ打ってきたら、要するに東京、大阪は結局医療崩壊したわけよ。大分も200人以上出たときどういふ状態やったか分からんけど、そういう非常事態のときには2類も5類もないと僕は思う。とにかく死にかかっちゃうもんをベッドに入れん方法はないと思うんよ、非常事態のときね。200人出たとき、大分はそうなっていたんではないかと思うんだけど。

平時は2類と5類が別々でないといかれんというのは100%分かるんだけど、非常時のときに平時の状態のことを言っても意味はないんじゃないかと僕は思うんだけど、行政とか病院を経営している以上、病院は人の命を救うのが目的だから、人の命は死んでもいい、2類と5類の方が大事じゃというのとは違うと思うんよ。ちょっとそこあたりの見解を。

井上病院局長 御指摘の部分の主張はかなり理解できる場所もありますが、実際には、委員の言葉にあった有事という言葉、この有事という言葉、世間的にこれがどういふ意味になるのかが法的に裏付けられないと、病院だけでこうします、ああしますというのはなかなか難しいです。法で定まった感染症の指定があると、皆さんルールに従って動くわけですから、ある程度死亡率があつて、感染症が蔓延するものに関しては、これは行政のコントロールが必ずいるのではないかと私は思います。

もちろん病院ですから、患者はどんどん発生して、命が危ない患者に、これはどんな種類の

病気であれ最適の医療を施すのは当たり前のことなので、交通事故で死にかかっている人であれ、感染症で死にかかっている人であれ、安全を担保しながらやらざるを得ない。既に入院している人に関してさらに危険を冒すような、感染症を起こしてしまうことはあってはならないことなので、もし蔓延したら、私の考えでは、特に危険な人を逆隔離して、ほかの人をその人たちに近づけさせない、そういった逆隔離を、危険な人を守るというやり方で多くの感染者を受け入れていく、そういうやり方をやるべきではないかと個人的には思っています。

末宗委員 1点だけ。ちょっとくどいんだけど、要するに日本は人口当たりのベッド数が世界で一番多いと言われているんよ。そして、ヨーロッパもあちこちあるけど、大体どこも医療崩壊はしていない。日本だけが、この前、東京とか大阪とか、最近になって医療崩壊を起こす。何か欠点があるわけやから、それは病院に欠点があるんか、厚生労働省にあるんか、政府か知らんけど、その欠点がある程度そこに従事している方々がみんな知っているわけやから。ヨーロッパがどうしよるとかなんとか、その声がなかなか聞こえてこないんよね。何かそこあたりが——ベッド数は世界一と威張っちゃってベッドはないと言うんだからね。何か矛盾している。意見はもういいけど。

井上病院局長 詳しくはあさっての特別委員会で申し上げようと思っていたんですが、私の個人的考えでは、これは非常事態、パンデミックになったときに、民間の医療機関全てがこぞって無条件に患者を全部診るということを国は想定していたんです。それがそうではなかった。なぜか。これは一旦そういう医療に染まってしまうと、民間の先生方は元の医療に戻れないんじゃないか。つまり経営破綻をしてしまうんじゃないかという恐れを私は持っていると思います。

だから、今、実際、患者さんを受け入れるところにはいろんな手当とか補助金とか入ります。ところが、終わってしまった後の状況に戻るまでの部分は、これは補償は何もない。だから踏

み込めないというのが一番大きな原因ではないかと思います。そこを何とかしないと民間の先生方は踏み込めない。したがって医師会は動けないということになっているのではないかと私は個人的には想像しています。そこだと思います。

末宗委員 ちょっと解決しきらのやね。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにないようなので、これをもって、病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔病院局退室、生活環境部入室〕

衛藤委員長 これより生活環境部関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として小嶋議員に出席いただいています。

まず、総務企画委員会から合議のあった第76号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正についてのうち、生活環境部関係部分について、執行部の説明を求めます。

寺川私学振興・青少年課長 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について御説明します。

議案書は17ページですが、お手元の福祉保健生活環境委員会資料で説明します。

1ページをお開きください。

1改正内容にあるとおり、今回の改正は、デジタル改革関連法が本年5月に成立しマイナンバー法が改正されたことに伴い、本県のマイナンバー条例について必要な改正を行うもので、法改正でマイナンバーを利用する事務に提供できる特定個人情報が増加されたため、関連する県単独事業の事務についても、提供できる特定個人情報を追加するものです。

具体的には、2改正理由にあるとおり、高等学校就学支援金、学び直し支援金、専攻科修学

支援金及び奨学給付金の事務について、これまで地方税情報及び住民票情報の提供により添付書類削減を図ってきましたが、生活保護世帯については、別途生活保護受給証明書等を提出する必要がありました。今回の法改正により、生活保護受給証明書の提出が不要となり、添付書類の削減を図るものです。

3 施行期日は、公布の日としています。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

馬場委員 法改正でということで、高等学校就学支援金、それから、学び直し支援金というのは具体的にはどのような支援金になるのか、教えてください。

寺川私学振興・青少年課長 学び直し支援金というのは、高等学校等に3年間修業される方が、途中で退学をされて、またさらに学校に入り直すとき、残期間について就学支援金が支給される制度です。

馬場委員 具体的には県内では何人ぐらいいらっしゃるんですか。

寺川私学振興・青少年課長 私立学校ですと、8人程度いらっしゃると思います。

平岩委員 今、話を聞いていて、関連して質問するんですが、例えば、定時制、通信制に通っている生徒で、過年度の人がいますよね。3年で終わらなかった、4年目行っている、5年目行っているという人たちも対象になると捉えていいのでしょうか。

寺川私学振興・青少年課長 その方たちについては、一応、年限が定時制の場合は4年で、オーバーした方についても、金額は若干減ってはきますが、支援金制度はあります。

今吉副委員長 デジタルとかいろんなことがあって、マイナンバーカードをどんどん普及させるようになりませんが、これは県と市町村がもっと連携して情報共有がどんどん増えてくるということでもいいんですね。

寺川私学振興・青少年課長 この制度はマイナンバーカードではなくて、マイナンバーがある方が自分のマイナンバーを申請し、この制度を

利用するというので承認いただければ、自動的に市町村との間で情報のやり取りができる制度となっています。マイナンバーカードは必ずしも必要ではありません。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これで質疑を終了します。

なお、ただいま説明のあった第76号議案の採決は、福祉保健部の審査の際に一括して行います。

次に、総務企画委員会から合い議のあった第78号議案大分県産業廃棄物税条例の一部改正についてのうち、生活環境部関係部分について、執行部の説明を求めます。

嶋崎循環社会推進課長 大分県産業廃棄物税条例の一部改正について御説明します。

議案書は21ページですが、本委員会資料で説明します。

2ページをお開きください。

1 改正理由にあるとおり、令和3年度税制改正において、地方税関係帳簿の電磁的記録又はマイクロフィルムによる保存制度の見直しが行われたことに伴い、大分県産業廃棄物税条例の一部を改正するものです。

2 改正内容ですが、特別徴収義務者等が備えるべき帳簿について、電磁的記録又はマイクロフィルムにより保存する場合の知事による事前承認を廃止するものです。

3 施行期日については、令和4年1月1日としています。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、これよ

り採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、付託案件の審査を行います。

第81号議案大分県公衆浴場法施行条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

大隈食品・生活衛生課長 大分県公衆浴場法施行条例の一部改正について御説明します。

議案書は27ページですが、お手元の福祉保健生活環境委員会資料で説明します。

3ページを御覧ください。

1 概要・背景を御覧ください。厚生労働省は、子どもの身体的・精神的発達状況の変化等を背景に、昨年12月に公衆浴場における衛生等管理要領等に規定する混浴制限年齢の目安をおおむね10歳以上の男女を混浴させないことからおおむね7歳以上の男女を混浴させないことに改正しました。

県では、要領を基に基準を定めてきた経緯から、県条例で定める風紀の措置基準のうち混浴の制限年齢について改正を行うものです。

2 改正内容を御覧ください。現行の規定である10歳以上の男女を混浴させないことを、7歳以上の男女を混浴させないことに改正します。

3 改正スケジュール及び4パブリックコメントの実施結果を御覧ください。令和3年4月26日から5月28日までの間にてパブリックコメントを実施し、7件の意見をいただきました。主な意見のうち、三つ目の浴場監視員の設置については、事業者に対し、安全配慮に係る普及啓発を実施します。また、四つ目のひとり親家庭等への配慮については、親子での公衆浴場利用のため県内の家族風呂リストを作成し、ホームページ上で公開します。

5 施行日ですが、3か月の周知期間を設け、令和4年1月1日としています。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

平岩委員 会派でこの案の説明を受けたんですよ。そのときは余り多くの意見が出なかったんですが、例えば、この条例に違反したときはどう扱われるのかというところと、障がいがあるお子さんをお持ちの方がたくさんいらっしゃいます。いつもトイレに連れて行ったりするときとか、男女で分かれているときも随分苦労されており、年齢が上の人に親が付き添っていたりとかもあります。そういうことを考えたときに、ひとり親やワンオペの方もそうなんです、障がいのある人に対する配慮はどう受け止めればいいのかと今、説明を聞きながら思ったので、少し考えをお聞かせください。

大隈食品・生活衛生課長 一つ目の質問の違反した場合ですが、これについては、年齢制限を破った人と言うか、利用者ではなくて、営業者に対して措置を取らざるを得ない状況になっています。いきなりだめというわけではなくて、そういう措置、改善を求めて、言うことを聞かなければ罰則を適用すると。公衆浴場法自体はそういう法律になっています。

それと二つ目、障がい者に対してです。障がい者に関して言うと、逆に年齢ですね、例えば、今までの基準の10歳以上が7歳以上になったから問題になるというわけではなくて、今、実際に10歳でも12歳でも障がいのある方は介助しないと入れない方はおられると思います。そういう面で言うと、今回の分は風紀の話で、利用される方が障がいのある方でも身体的な発達はあって、それに伴う被害を受ける可能性とか、それを排除することを目的とした条例なので、今回の年齢のことは分けて、障がいのある方については、例えば、福祉サービスを利用する、そういう介助の方を利用するという制度もあるんです。1人で入れない方を介助してサービスする制度とかあるので、そういう案内とか周知に力を入れたいと思っています。

平岩委員 ありがとうございます。現実、今何歳であろうと、いろんな困難を抱えながら

んなそれぞれ折り合いをつけてやっていると思うので、そこは風紀の面でと言われました。そのとおりなのかもしれないと思います。さっき、もし違反があったときは事業者に対して罰則が科せられると言われたんですが、どの程度の罰則になるのでしょうか。

大隈食品・生活衛生課長 まず、違反したということで、もう違反しないでくださいと命じるわけですが、その命令に対して違反した者への罰則規定があり、した者については……

平岩委員 後ほどでも構いません。

大隈食品・生活衛生課長 2千円以下の罰金ですかね。

衛藤委員長 一旦、後に回して、後ほど。

大隈食品・生活衛生課長 すみません。

平岩委員 急にこんなことを聞いて申し訳ありません。ありがとうございました。

戸高委員 パブリックコメントでも意見が出ていたと思うんですが、安全配慮に係る普及啓発の実施というのは、具体的に誰に対して——事業者でしょうけど、どういう普及啓発を実施するのかということですね。

それともう1個は、周知期間は3か月間ということですが、この周知期間にポスターの作成と掲示、これ以外にどういう形で取組をするのか、それをお聞かせください。

大隈食品・生活衛生課長 一つ目の質問がちょっと聞き取れなくてすみません。また教えてください。

二つ目の周知の話なんですけど、ポスターとか以外に、当然、ホームページという形を考えています。今のところお店に貼るポスターと、ホームページによる周知です。

戸高委員 県民への周知というの、ポスターだけということになるんですかね。

それと、最初に言ったのは、安全配慮に係る普及啓発の実施とあり、この具体的な内容はどういったものかということです。

大隈食品・生活衛生課長 安全配慮に係るものについては、もともとパブリックコメントの中で、ここに書いておき、監視員を置くとかいうのがあったんですが、啓発物品しか今の

ところは考えていません。小さい子であれば当然、なかなか入りづらい、1人で入るとするのは難しいということがあるので、こういう場合は気を付けてくださいという啓発物品を今のところ考えています。

衛藤委員長 質問は二つあったと思うんですけど。（「もういいよ」と言う者あり）

今吉副委員長 これは厚生労働省の見直しなんですけど、現実的にそういう苦情は結構あるんですかね。公衆浴場でいろいろあるでしょう、苦情は。

大隈食品・生活衛生課長 こちらで把握している分ですと、例えば、小学校の低学年の方で、同級生の男の子が入ってきて困っているということを知っています。公衆浴場のアンケートをしているんですが、そのうちで異性を伴うトラブルは約1割ということを知っています。

今吉副委員長 これは参考で、各県の状況で、佐賀県は規定がないと書いている。佐賀県は男は男湯、女は女湯以外は入れないという規定がないと。

大隈食品・生活衛生課長 佐賀県は条例上の規定はないので、あとは各施設がまちまちでしているようです。だから、条例上の罰則とかの適用はできないと思うんですが、それぞれのところで判断しているということが実情のようです。

馬場委員 実際に、県内でこの条例が適用される公衆浴場がどの程度——別府市が多分多いのかなと思うんですが、何か所ぐらいあるんですか。

大隈食品・生活衛生課長 大体の数ですが、現在、320ぐらいの対象施設があります。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査は終わりました。

次に、付託外案件の審査に入ります。

今回は陳情が1件です。

それでは、執行部から説明をお願いします。

後藤危機管理室長 それでは、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の提出について御説明します。

お手元のピンク色の陳情文書表1ページを御覧ください。

このたびの陳情は、沖縄県辺野古への米軍基地の建設の中止と、普天間基地の代替施設の候補地を国会で議論するという意見書の提出を求めるものです。

我が国の安全保障や防衛政策に関しては、国の専管事項であるので、国において進められていくものと考えています。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

この陳情について、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御意見等もないので、これをもって意見聴取を終了します。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

まず、①について説明をお願いします。

大隈食品・生活衛生課長 生活環境部が所管する公社等外郭団体の経営状況等を御報告します。

A4縦長の資料、県出資法人等の経営状況報告概要書2ページの目次を御覧ください。

当部が所管する団体として、出資比率が25%以上等の指定団体はナンバー8、公益財団法人分県生活衛生営業指導センター、次のページの出資比率が25%未満のその他の出資等団体はナンバー5の公益財団法人分県環境管理協会の合計2団体となっています。

このうち、食品・生活衛生課が所管する公益財団法人分県生活衛生営業指導センターの経営状況を御報告します。

13ページをお開きください。

項目2のとおり、県の出資金は200万円、出資比率は40%となっています。

項目3の事業内容ですが、本センターは生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき、都道府県生活衛生営業指導センターとして指定されています。

主な事業内容としては、飲食業や旅館業など生活衛生関係営業に対する相談や指導、後継者育成支援、経営指導のための調査などを行っています。

項目4の2年度決算状況ですが、左側一番上の経常収益は、1,976万2千円となっており、そのうち1,761万9千円が国及び県からの補助金であり、収入のうち、およそ9割を占めています。なお、左側一番下の当期正味財産増減額は、12万3千円の増額となっています。

項目5の問題点及び懸案事項ですが、新型コロナウイルスの影響で経営状況が悪化した事業者に対する支援が求められています。また、センターの設置目的である生活衛生水準の維持・向上を達成するためには、センターの事業を事業者にも利用いただく必要があります。

項目6の対策及び処理状況ですが、センターでは、経営指導員による巡回を増やしたほか、中小企業診断士と連携した支援施策の説明会の開催、業種別ガイドライン実施状況の現地確認の実施など、積極的な事業者支援を行っています。また、センターや各組合の取組をまとめたパンフレットを作成、新規開業者に配布し、情報周知を行っています。

嶋崎循環社会推進課長 次に、循環社会推進課が所管する公益財団法人分県環境管理協会の経営状況を御報告します。

38ページをお開きください。

項目3の事業内容ですが、この法人は、浄化槽法第57条の規定に基づき、知事が浄化槽の水質に関する検査の業務を行う者として指定した県内唯一の指定検査機関です。

項目4の2年度決算状況ですが、左側一番上の経常収益は、4億5,044万3千円となっており、アンダーラインを付けていますが、当

期正味財産増減額は、3,004万円の増額となっています。

項目5の問題点及び懸案事項ですが、法定検査とは、浄化槽管理者に義務付けられたもので、浄化槽が適正に維持管理が行われ、本来の機能が発揮され、適切に排水処理が行われているかを確認するものであり、この受検率については、40%台を推移し、近年は改善傾向ではあるものの、その向上が課題であると考えています。

項目6の対策及び処理状況ですが、引き続き受検率向上の取組として、受検率の低い単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽への転換を促進するため、関係機関と連携し、各種啓発・普及活動等を実施していきます。

今後も当協会と連携を図りながら、合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽維持管理の強化に努めていきます。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 それでは、次に②から⑥について説明をお願いします。

磯田生活環境部長 それでは、大分県長期総合計画の実施状況について御説明します。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年、報告しているものです。

安心・活力・発展プラン2015について、別冊で配付している大分県長期総合計画の実施状況についてで報告します。

また、まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況についても参考としてお配りしています。実施状況については、長期総合計画と同様の指標を用いているので、長期総合計画での一括説明とさせていただきます。

それでは、別冊の1ページをお開きください。指標による評価や指標以外の観点からの評価、

施策に対する意見・提言により、59施策の総合評価の結果を記載しています。

施策の進捗状況は、AからDの4段階での評価としていますが、施策の進捗が「順調」に進んでいるA評価及び「概ね順調」に進んでいるB評価は、表の上から3行目にあるように、46施策で全体の78.0%となっています。

また、「やや遅れている」C評価は13施策となっています。

次に2ページをお開きください。

目標指標の進捗状況についてですが、これは、プラン2015の各施策に設定された目標指標のうち、2年度に目標値の設定のある98について、達成状況を記載したものです。

表の1行目にあるように、達成から著しく不十分までの4段階の区分としています。

98指標のうち、2年度進捗状況が達成及び概ね達成であったものは、表の上から3行目にあるように、69指標で全体の70.4%となっています。

4ページをお開きください。

総合評価の施策別一覧表ですが、4ページに安心、次の5ページに活力、6ページに発展と分野別に掲載しています。

この中で、生活環境部では所管する14の施策について、目標の達成に向けて取組を進めています。それぞれの施策で設定している目標指標の令和2年度における達成状況については、達成が9指標、概ね達成が3指標、達成不十分が1指標、著しく不十分が1指標となっています。このうち、目標を達成している指標、未達成の指標について、主なものを御説明します。

96ページをお開きください。

初めに、成果が上がっている指標です。

施策名、消費者の安心の確保と動物愛護の推進です。II目標指標のii犬・猫の引取り数の達成度は103.0%となっています。

引取り数の大部分を占める飼い主のいない猫への対策として、市町村が実施する不妊去勢手術事業への助成や、動物愛護センターで手術を行うさくら猫プロジェクトによる繁殖抑制に取り組むとともに、毎月2回の譲渡会や随時譲渡

の体制を整えることで、譲渡の推進と殺処分頭数の減少に努めてきました。

また、専門の職員を小学校へ派遣する動物愛護教育（命の授業）の実施など、次世代を担う子どもたちへ命の大切さや動物の飼育マナーを伝える普及啓発に取り組んでいます。

このような取組を通じ、人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる社会の実現を目指していきます。

続いて、100ページをお開きください。

同じく、成果が上がっている指標です。

施策名、食の安全・安心の確保です。Ⅱ目標指標のi食中毒発生件数の達成度は175.0%となっています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、飲食店がより一層の衛生対策を実施したことや、消費者が手洗いや消毒を徹底するなど、意識が向上したことにより、目標値を大きく上回ることができました。

また、食中毒の対応については、発生当初から保健所や衛生環境研究センターと連絡を密にすることで、迅速な原因究明や拡大防止に努めています。

今後は、令和3年6月から義務化されたHACCPの導入・定着を進め、食品取扱事業者の衛生水準の導入を図るなど、食の安全・安心の確保に取り組んでいきます。

少し戻りますが、80ページをお開きください。

次に、達成度が低かった指標です。

施策名、すべての主体が参加する美しく快適な県づくりです。Ⅱ目標指標の小文字のi県民一斉おおいとうつくし大行動参加者数の達成度は54.8%となっています。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年通りの規模のイベントや集団での活動を制限せざるを得なかったため、参加者数が目標を下回ったものです。

活動が制限される厳しい状況にありながらも、SNSやメディアの有効活用など工夫した結果、おおいとうつくし感謝祭では過去最高の参加者数を記録するなど、県民の環境意識の高まりが

見られました。

今後も、WebやSNS等を広く活用することにより、おおいとうつくし作戦の見える化に取り組むとともに、さらなる県民の環境意識の醸成を図り、美しく快適な大分県づくりを進めていきます。

宮澤うつくし作戦推進課長 第3次大分県環境基本計画の令和2年度における実施状況について御説明します。

委員会資料の4ページをお開きください。

本計画は、大分県長期総合計画の部門計画として平成28年度にスタートした第3次の環境基本計画で、目指すべき環境の将来像を天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいとし、五つの基本目標を掲げ施策を展開しています。

5ページを御覧ください。

1計画に定めた環境指標の評価結果を御覧ください。

基本目標ごとに計53指標を定め、毎年進捗を管理しています。

令和2年度は、達成・概ね達成が83%となっており、計画達成に向け順調に進捗しているものと考えています。

2環境指標ごとの評価結果を御覧ください。この中から、目標を達成している指標及び未達成の指標について、主なものを御説明します。

まず、目標を達成している指標です。

7ページの34番、家庭・業務・運輸部門における二酸化炭素排出量は、2年遅れでデータが公表されるため平成30年度の数値になりますが、家庭における電力等のエネルギー消費量の減少などにより、削減目標を上回りました。

今後も、広く県民に呼びかけ、一人一人のライフスタイルの転換を促していくとともに、脱炭素社会の実現に向けてさらなる排出削減の取組を進めていきたいと思えます。

次に、未達成となっている指標です。

環境関連の施策は、人を集めて行うイベント等も多く、昨年度は新型コロナウイルスの影響を受け、実績が低迷したものが多く見受けられました。

しかし、中には、新型コロナウイルスとは関

係なく未達となっている指標もあり、例えば、6ページの28番、一般廃棄物リサイクル率については、様々な要因が考えられますが、市町村の収集コストの問題から、プラスチックごみの分別回収が進んでいないことが要因の一つです。

そのため、今年度は、プラスチックごみの効率的な分別回収に向けた、ごみ収集車両の運行管理システムの実証実験を通じて、市町村の分別回収を推進し、リサイクルしやすい環境づくりに取り組んでいます。

また、リサイクル率向上には、ごみを焼却処分した後の焼却灰の資源化が効果的であることから、市や町が行う焼却灰のセメント原料化に伴う補助を実施しており、今後とも一般廃棄物のリサイクル率の向上に向けて取り組んでいます。

引き続き、天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいたの実現に向け、各種施策を推進していきます。

佐藤県民生活・男女共同参画課長 第4次おおいた男女共同参画プランの実施状況について説明します。

資料の8ページをお開きください。

第4次おおいた男女共同参画プランは、平成28年度から令和2年度を計画期間とし、総合目標として男女共同参画社会の実現を掲げ、様々な取組を行ってきました。令和3年3月をもって計画期間が終了したので、その実施状況を御報告します。

9ページを御覧ください。

第4次プランでは、25の指標を掲げ取り組んできましたが、目標値を上回ったものは、網かけの部分の6指標です。

特に、16番、女性が輝くおおいた推進会議の女性活躍推進宣言企業数の達成度は、157.4%と高くなりました。これは、経済5団体と連携した働きかけに応じて、214社が女性活躍推進宣言を行い、例えば、フレックスタイムの導入や事業所内保育施設の設置等に取り組んでいます。

一方、1番、男は仕事、女は家庭という考え

方に同感しない人の割合の達成率は87.2%、2番、社会全体において男女の地位が平等と感じる人の割合の達成率は46.3%などとなっております。男女共同参画社会の実現は、まだまだ道半ばの状況です。

今後は、本年4月からスタートした第5次おおいた男女共同参画プランに基づき、県はもとより、市町村、企業、地域団体等と連携・協働を図りながら、さらなる取組を進めていきます。**首藤防災対策企画課長** 大分県地域防災計画の修正について御説明します。

資料の10ページをお開きください。

先般8月25日に大分県防災会議を開催し、大分県地域防災計画の修正案が承認されたので、概要について御報告します。

本年度の修正は、大きく三つの柱となっています。

まず、国の防災基本計画の修正内容の反映です。

災害対策基本法の改正に伴い、避難勧告・避難指示の一本化等による避難情報や、市町村の避難行動要支援者に係る個別避難計画作成の努力義務化等について修正しています。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対策として、避難所における感染症対策や、これに配慮した避難所開設・運営訓練の実施等について修正・追記しています。

次に、令和2年7月豪雨の災害を踏まえた防災・減災対策の強化に係る修正です。

情報収集体制の強化に向けた取組として、これまでの県管理道路に加え、直轄国道や市町村道の道路規制情報の一元的な発信等について修正しています。

また、適切な避難行動に向けた取組として、早期避難の習慣化や防災の日常化をテーマとした防災教育や啓発活動の強化等について追記しています。

最後に、県の防災関連施策等を踏まえた修正です。

南海トラフ地震臨時情報の発表に係る県災害警戒本部の設置基準の見直しや、想定最大規模の台風による高潮浸水想定区域等の指定に伴い

加筆修正しています。

鶴見岳・伽藍岳火山避難計画の改定について御説明します。

資料の11ページを御覧ください。

まず、本計画の目的ですが、鶴見岳・伽藍岳で噴火が発生する又は発生するおそれがある場合に、鶴見岳・伽藍岳火山防災協議会を構成する各機関等の協力により円滑な避難行動を促し、登山者・観光客等の安全を確保するものです。

現状・課題についてですが、火口周辺地域に係る火山避難計画（噴火警戒レベル1～3）は、平成31年1月に策定し、公表しています。しかし、鶴見岳・伽藍岳については、噴火の形式や規模によっては広範囲の居住地域がハザードエリアに含まれるため、最大避難対象人数が約6万8千人になると想定されています。

このため、広域避難などについて計画の改定が必要であり、本年度中の計画改定に向け、協議会で作業を進めています。

ここで、具体的なハザードエリアを御説明します。お配りしているリーフレット、火山防災のしおり鶴見岳・伽藍岳をお開きください。

左側のページの上図が鶴見岳、下図が伽藍岳が噴火した際の想定図です。上の鶴見岳で説明すると、中央の赤く示した想定噴火口から溶岩流や火砕流が到達する予想範囲を、赤や紫、黄色で示しており、この色塗りされた地域が避難対象エリアとなります。

元の資料にお戻りください。

次に、改定スケジュールですが、令和2年度は、火山災害が想定される4市町（別府市、宇佐市、由布市、日出町）及び避難受入候補先である大分市に加え、大分地方气象台等をメンバーとした広域避難ワーキンググループを計4回開催し、素案を作成しました。

今年度は、7月2日に第1回幹事会を開催し素案を提示したところであり、今後、10月上旬の第2回幹事会で改定案を固め、12月の協議会で改定案について諮る予定となっています。

12ページをお開きください。

最後に、主な改定内容についてですが、現計画中の8広域避難を全面改定します。

居住地域に重大な被害を及ぼすおそれがある噴火警戒レベル4、5においては、噴火の影響範囲が広く、場合によっては市町の区域を越える広域的な避難が必要になるため、広域避難を円滑に実施できるよう原則的な事項を定めることとしています。

改定の具体的な内容についてですが、まず、（1）避難対象エリアの設定についてです。噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合、あるいは噴火直後の場合は、あらかじめ定められている噴火警戒レベルに応じた影響想定範囲を避難対象エリアとして設定することとしています。

次に、（2）広域避難の実施判断についてです。噴火の影響が想定される市町内で、安全な地域での避難所の確保や避難所の収容が困難となり、住民等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると判断した場合は、広域避難の実施を検討します。

（3）広域避難の実施手順についてです。避難実施市町は、避難対象者数等を避難受入市町村に伝え、避難者の受入、避難所の開設を要請します。避難については、自家用車による避難を原則とし、困難な住民は一時集結地からバス等で避難します。

（4）避難所の開設・運営についてです。避難所の開設及び避難の受入準備は避難受入市町村が行い、運営は原則として避難実施市町が行います。

（5）避難者の輸送についてです。広域避難を行うと判断した時点で、バス協会等に派遣を要請します。

また、それ以外に（6）から（8）に記載しているように、避難行動要支援者の避難、広域避難路の指定及び確保等についても計画に定めることにしています。

内容は以上になりますが、10月の幹事会の後にもホームページにより改めて、県民の皆さまから御意見を募集する予定にしています。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

末宗委員 余り詳しくないんだけど、大分県で

別府湾の中に島があったよね。瓜生島と言うんかね。あれが大体1日で沈んで、その痕跡もなかなか見つからんと言うんだけど、大分県でそんなことが起きたのは別府湾の瓜生島だけだろうと思うんだけど、大体いつ頃の話で、どうして痕跡が見つからんのやろうかと。恐らく、あれは何かテレビで出ちよったかね、九州が二分されかかった状況の地震か何かごとあるんだけど、そこあたり知っている程度でいいき、ちょっとお教えいただきたい。

衛藤委員長 瓜生島についてということですか。

末宗委員 瓜生島ちゅうより、災害の一番根本じゃきね、九州の。

首藤防災対策企画課長 申し訳ありません。瓜生島の件については、明確な史実としてのものが確定していないということではっきりは言えないですけど、鶴見岳で言うと、レベル4ですね、火砕流や溶岩流が流れるような噴火があったのは今から7, 300年前。1万年前から7, 300年前の間に大変活発な火山活動が起こっていて、地層上、それが周辺に流れ出ていることが確認されています。

伽藍岳で言うと、西暦867年に火砕流が起きていることが周辺の地層から分かっています。ですから、仮に伽藍岳の867年からしても、約1千年以上は鶴見岳、伽藍岳では大きな噴火は起きていない状況です。

平岩委員 男女共同参画について、やっぱり思いを伝えなきゃいけないかなと思って意見を言わせていただくんですが、本当にこれまでの期間の中で、セミナーもやり、会社の経営者も替わり、イクメン男子も増えていく。そして、DVや性被害の支援もしてくださって、ありとあらゆることを県は気が付くところをやったださっていて、少しずつ数値もだんだんよくなってきている。それはやっぱり男女共同参画をみんなが進めていこうという表れだと思うんですが、この行動をしながら、もっと内面を揺さぶるようなことができないかなと。もっと本当に自分たち自身が本当に体で感じて、ああ、男も女も本当に支え合わなきゃいけないんだなということをもっと別のところで仕組んでいくと、

またもっと変わるのかなと、欲張りですけども、そんなことを思っています。

佐藤県民生活・男女共同参画課長 その思いにはしっかり応えていきたいと思っています。

今年度の事業としては、男性の家事参画を促進しようということで、いろんなセミナーとか、また結婚する人たちに家事手帳を配って一緒に家事をシェアしましょうとか、そういう取組とか、また、パートナーシップがやっぱり大切ですよとといったセミナーも今、考えています。

来年度に向けては、もうちょっと男女共同参画に的を絞って何かできないかなということでも今、一生懸命検討しています。一生懸命頑張りたいと思います。

平岩委員 これは我が家で起こったことなんですけど、うちの家は2人で働いていて、ほとんど家事労働がおのずと対等に行われるようになって、できる者ができるときにすると。だから、割とそういう家庭だと私はずっと思ってきたんですが、実は、家の電化製品や台所用品が築20年もたつと悪くなって、業者が来てくれる日の朝、私が仕事の都合を付けるから家に居ようと思っていたら、連れ合いが、こういうときはやっぱり男がいないとだめだみたいなことを言いました。よそから業者が来るときは男が全面に立って対応した方がいいんだという発想をこの人は持っていたんだと分かり、私は足下からぐらぐらと崩れ落ちるような感覚がしたんですね。

そのことでけんかになるので、まだ話合いはしていませんが、やっぱり何か、みんな本当、表向きはきちんとそう言われるんです、きちんとしてるんですけど、やっぱり内心持っているものは違うんだというのを私は我が家で体験したもんですから、何かもっとみんなで感じ合えるものができたらいいなと思いました。すみません、勝手なことを言いましたが、以上です。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 それでは、次に⑦から⑨について、説明をお願いします。

大海自然保護推進室長 第5回「山の日」記念全国大会の開催結果について御報告します。

資料の13ページをお開き願います。

九重文化センターで8月11日に行われた記念式典・記念行事は、招待者や主催者、一般参加者など520名の参加となりました。チームタデ原や九重の自然を守る会など、くじゅう地域の自然環境を守る活動に取り組まれている方々から活動報告をいただいたほか、リレーセレモニーでは、歴代の開催地から引き継いできた山の日帽を次回開催地となる山形県知事に引き渡しました。

長者原園地で開催された歓迎フェスティバルは、あいにくの雨模様となりましたが、約1,500名もの方々に来場いただきました。丸太切りやボルダリングなどのアウトドア体験、かずらのカゴ編みやどんぐりコマづくりワークショップなど、多くの子どもたちに楽しんでいただきました。また、エクスカッションのくじゅう連山登山ツアーについては、荒天のため山頂登山を断念するなど一部内容を変更しましたが、11名の参加となりました。

本大会は、新型コロナ感染が収束しない中での開催となりました。そのため、各会場で様々な感染症対策を講じました。記念式典では、会場をホールと体育館の2会場に分散したほか、歓迎フェスティバルでは会場をフェンスで囲い、入場者の氏名、連絡先情報を取得するとともに、飲食の提供をやめました。また、ビーコンプラザで10日に行われた歓迎レセプションにおいても、会場内での酒類や食事の提供を控えましたが、県産食材をふんだんに使用した松花堂弁当を用意し、参加者には弁当を持ち帰って楽しんでいただきました。コロナ禍の中ではありましたが、こうした工夫を凝らすことで、全てのイベントを予定どおり開催することができました。

今後の展開としては、本県の豊かな自然環境を守り、次代につなげていく活動を引き続き、支援していくとともに、アウトドア関連の受入

れ環境を整備し、観光誘客につなげていきたいと考えています。

御手洗議長、衛藤委員長をはじめ、委員の方々を中心とした県議会議員の皆さまには、大会への御参加、また開催に向けて多大なるお力添えをいただき、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

中田環境保全課長 資料の15ページを御覧ください。

令和2年度の大分県における大気環境等の調査結果について御報告します。別冊資料を配付していますが、その中から抜粋して御説明します。なお、調査結果には中核市である大分市の状況も含まれます。

まず、1大気環境についてです。

(1)の常時監視測定結果ですが、光化学オキシダント、PM2.5以外の物質については全ての測定局で環境基準を達成しました。表に網掛けしている光化学オキシダントの環境基準は未達成でしたが、注意報の発令が必要な数値の高い日はありませんでした。

その下、(2)の有害大気汚染物質についてです。環境基準を全て達成しました。なお、指針値が定められている1、2-ジクロロエタンは、1か所達成しませんでした。

次に、2水環境についてです。

(1)の公共用水域の①健康項目では、113地点中、1河川で砒素が環境基準を超過しましたが、これは上流域の温泉に起因する自然由来のものと思われます。

次の16ページになりますが、(2)の地下水についてです。49本中、1本の井戸で砒素の環境基準超過がありました。

次に、3ダイオキシン類についてです。

調査した80地点中、地下水1地点以外は環境基準を達成しました。

次に、4自動車騒音の調査結果についてです。

97.2%の住居等で昼夜ともに環境基準を達成しています。

その下、5環境放射能水準調査の結果です。測定項目のいずれも異常はありませんでした。

本県の環境はおおむね良好な状態で推移して

いますが、環境基準未達成の箇所については指導等により、引き続き、注視していきます。

御手洗審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長 大分県人権尊重社会づくり推進条例の一部改正について説明します。

資料の17ページを御覧ください。

まず、1条例改正の背景です。この条例は平成21年4月に施行し、その後、いわゆる差別解消三法が平成28年に施行されました。また、近年、SNS等による誹謗中傷や性的少数者の人権問題は大きな社会的課題となっています。さらに昨年から続く、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う偏見や差別の事例が報告されているなど、人権を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。これらを踏まえ、人権を尊重する社会づくりのさらなる円滑な促進に向けて、条例改正の検討を進めます。

次に、2改正（案）内容のポイントですが、具体的には、条例の前文に、今日解決すべき課題として、社会的身分や門地等による不当な差別のほか、性自認、性的指向、インターネットによる差別の拡散等、情報化の進展に伴う新たな状況の変化等を加えます。

第1条の目的には、部落差別解消推進法等の法律名を明記し、これらの法律の理念にのっとり人権尊重社会づくりを進める旨追加します。

また、第2条の基本理念には、部落差別や感染症の患者等に対する誹謗中傷などあらゆる不当な差別等を明記します。あわせて、改正点を条例名に反映させるため、条例名を大分県における部落差別等あらゆる不当な差別の解消に取り組む人権尊重社会づくり推進条例に改めることとしており、詳細については、18ページ以降の新旧対照表（案）のとおり検討することとしています。

最後に3改正のスケジュールですが、10月にパブリックコメントを実施し、その意見を踏まえ、11月に開催する人権尊重社会づくり推進審議会でも識者から意見聴取を行います。その後、第1回定例会に条例改正案を提出する予定です。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

馬場委員 人権尊重社会づくり推進条例の一部改正ということで取り組まれていくんですが、8月21日に大分県で215人の新型コロナの感染者が出た頃だったと思います。高校生の感染者が出たと思うんですが、誹謗中傷を受けたということの記事で見ました。たくさん感染者が出たことによって、そういう差別偏見みたいなことが行われているのは、最初の頃は医療関係者の方であったと思うんですが、そのときの現状としては、その学校の生徒がそういう発言をされた以外に、いろんな事象が起きているのかどうかですね。学校名を発表しない手段を取ったと思うんですけども、その辺で現状と、なかなか防止というのは難しい面もあるかも分かりますけれども、その辺の対応についてはどのようにされているのか。

御手洗審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長 ちょうど200人を超えたときとか、高校生などのこと、また先日、教会での集団発生とか、そういったときに具体的な団体名が出ますと、どうしてもそこが誹謗中傷の対象になったりもします。また、例えば、どこどこの学校で出たらしいよとかいったときに、誰だろうとか、そういった誰かを特定したがる傾向がどうしてもあります。私どもも、例えば、保健所とかからそういう情報が上がってきたときに、福祉保健部といろいろと連携を、情報を共有しながら、そういったことに対してどのように啓発すべきか相談しながら対応しています。

具体的には、自分では差別とっていない事柄も、もしかしたらそれが逆に差別を拡散する事例もあるので、具体的にホームページで、こういったことは差別につながるよとか、新聞広告を出したり、そういったことを対策として地道に取り組んでいます。

馬場委員 確かに起こらなければ一番いいと思います。だんだん今、減少してきている中ではそういう現象は起きないのかなと思うんですが、これからぜひ、テレビや新聞、いろんな形で啓発を行っていただければと思います。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 すみません、私から1点。山の日について、私もレセプションと記念式典、記念行事に参加させていただきました。本当であれば去年実施の予定だったんですが、それが中止になって、今年もぎりぎりまで感染状況を見ながら、本当に部長、室長をはじめ、対応にあられた室の皆さま、関係者の皆さま、大変御苦勞をされたと思います。

参加してみて、本当に素晴らしいレセプションや式典だったと思います。写真にもあったんですが、弁当が非常においしくて、家に持って帰ったら、家族からこの弁当はどこで買えるんだという質問があったぐらい大変好評でした。改めて、2年越しの御苦勞に心より感謝を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。

今回、山の日に際して、いろんなスポンサー企業との御縁なんかもできたと思います。群馬県では企業版ふるさと納税で、企業スポンサーにスバルとかカインズとかが入って、1億円ぐらい集め、尾瀬のトイレの環境整備とかガイドの育成など、一時、山の関係の整備もかなりされていきました。まだトイレとか環境整備をするところがあったら、今回の御縁もいかしながら、ぜひ企業版ふるさと納税を活用して、企業側にとっても非常にいいPRになると思うので、今後御検討いただければと思う次第です。その辺、何かあったらよろしいでしょうか。

大海自然保護推進室長 本当に御参加等ありがとうございました。おっしゃるとおり、台風が直前に来るとか、コロナの増加とか、本当になかなか悩ましい判断がありましたが、何とか無事に開催できてほっとしています。

さきほどの企業協賛の関係ですが、今回、山の日関係で多くの協賛企業の御協力をいただきました。特に、アウトドア関連のモンベルとかスノーピークの御協賛もいただいております、さきほどアウトドアの志向が高まって今後の観光誘客にもつなげていきたいという話もあったので、そういった形での御協力をいただいたりと

か、今後ともお付き合いをしながら、大分県の発展のために資するような形で、企業とも共同でいろいろやっていけたらと考えています。

衛藤委員長 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

大隈食品・生活衛生課長 さきほど公衆浴場の条例改正の中での質問について回答します。

初めに、平岩委員から質問があった罰則の関係です。この法律の中で、守らない場合については営業停止等の命令をかけることができますが、その命令に対して従わなかった場合について、違反した場合については、6月以下の懲役又は1万円以下の罰金に処すると法律で定められています。

あと、もう1点、戸高委員から質問があった安全配慮に係る普及についてです。

具体的には、子どもの洗い場での転倒事故とか、熱湯が出る蛇口の注意喚起等や、そういうヒヤリ・ハットの事例が出たら、ホームページ等で紹介します。ポスターとかにも載せるんですが、QRコードも載せて、それを読み込むと詳しいことが出る形で周知したいと思っています。

あと、事業者に対しては、安全配慮についてお願いし、今までの見回りについても回数を増やすようにあわせてお願いしようと思っています。

小川委員 今、課長が言われたんで、私も発言しようか迷ったんですが、実は、うちの町の中に共同温泉があるんです。そのうちの3か所がいまだに男女混浴なんですね。10歳以上とか7歳以上とかいうレベルではなくて、全員が一緒の、6メートル×4メートルぐらいですか、その真ん中を仕切って、熱めとぬるま湯で、男女混浴なんですね。温泉組合の管理者は自治会長とかがなるんですが、そういうところにも及ぶのかどうか。

大隈食品・生活衛生課長 今回、条例の対象に

なるのは、公衆浴場の許可を取っている施設です。委員が言われたところは、そういう許可の対象ではない、地元の風呂の話だと思います。それがいいかどうかはまたちょっと別の話になるかもしれませんが、委員が言われたところは、確認はしていませんが、違うと思います。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにないようですので、これをもって、生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

ここで、10分間休憩します。

午後2時40分休憩

午後2時50分再開

衛藤委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより福祉保健部関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として小嶋議員に出席いただいています。

まず、審査にさき立ち、執行部から発言をしたい旨の申出があったので、これを許します。

〔阿部高齢者福祉課長挨拶〕

衛藤委員長 それでは初めに、総務企画委員会から合議のあった第76号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正についてのうち、福祉保健部関係部分について、執行部の説明を求めます。

藤丸障害福祉課長 委員会資料の1ページをお開きください。

第76号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について御説明します。

なお、改正内容は3点ありますが、そのうち当課が所管する療育手帳の事務について御説明します。

議案書は17ページですが、委員会資料で説明を行います。

まず、1改正理由は、デジタル改革関連法が本年5月に成立しマイナンバー法が改正されたことに伴い、本県のマイナンバー条例で規定し

ている療育手帳の事務を条例から削除するものです。

次に、2改正内容についてですが、マイナンバー法、マイナンバー条例はいずれも、社会保障、税、災害の3分野でマイナンバーを活用できる事務を規定しています。マイナンバー法では、法律に根拠のある事務を規定し、マイナンバー条例では法律に根拠のない事務を県独自利用事務として規定しています。

療育手帳の事務については、法律に規定がなく厚生労働省の通知に基づき県で要綱等を定めて実施しています。

そのため、改正前の欄に記載のとおり、療育手帳の事務は、これまでマイナンバー法に規定されず県独自利用事務としてマイナンバー条例で規定していましたが、改正後の欄に記載のとおり、マイナンバー法に法定事務として追加されたことにより、条例から削除するものです。

3施行日は、公布の日としています。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別に御質疑等もないので、これより、さきほど審査しました生活環境部関係部分とあわせて採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で合議案件の審査を終わります。

次に付託外案件の審査に入ります。

今回は陳情2件です。

それでは、執行部から説明をお願いします。

河野こども・家庭支援課長 お手元のピンク色

の陳情文書表の3ページをお開きください。

陳情29、別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する意見書の提出について御説明します。

まず、本陳情書を提出された全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会の代表者は、ホームページや新聞記事によると、事情により別々に暮らしていた長女が、平成26年に、当時16才の年齢で自殺により命を落としています。

この長女の自死について、それまで関わっていた山口県の児童相談所に過失があったとして令和2年に山口県に対して損害賠償を求めて提訴しています。

また、全国の議長及び知事あてに同様の陳情書を提出しているようです。

さて、本陳情の趣旨である法整備に関しては、本年2月10日の法務省法制審議会での離婚及びこれに関連する家族法制の見直しに関する諮問を受け、法制審議会に家族法制部会が設置されました。そこでは、離婚後の子の養育への父母の関与の在り方を含む法制度の見直しについて、3月から9月にかけて、7回にわたり議論がなされており、今後も引き続き検討が行われる模様です。

県では、子の利益を害することなく、離婚後も父母が適切な形で子の養育に関わることができるようにするためにどのような方策が示されるのか、今後の法務省家族法制部会の議論を注視していきます。

続いて、5ページをお開きください。

陳情30、児童相談所での児童の環境改善に関する陳情について御説明します。

こちらの陳情も、さきほど御説明した代表者からの陳情となります。

本陳情書には全部で19の提案があり、本県の対応状況を照らし合わせると、提案どおりの対応に至っていない事項もあります。

しかしながら、本県の児童相談所における各種相談や虐待発生時の対応については、子どもの安全及び最善の利益を最優先に、児童福祉法や児童相談所運営指針及び子ども虐待対応の手

引き等の関係通知にのっとり方針を決定し、業務にあたっています。

虐待対応においては、しばしば児童相談所と保護者が対立することがあります。特に児童相談所が子どもに一時保護や施設入所等が必要と判断した場合には、保護者の理解が得られず、激しい対立となることもあります。

県としては、子どもの養育が安全かつ良好な環境で行われること、子どもの健全な育成を願うことは、保護者の想いと基本的には一致するものと考えており、保護者の気持ちや意向を冷静に判断しながら、理解が得られるために丁寧に説明するよう努めています。

虐待等の理由により、子どもを一時的又は継続的に親元から離して児童相談所や施設等で預かる場合は、関係法令や通知に基づきながら、子どもの安全を確保しつつ、かつ安心できる環境構築に努めています。今後とも、より適切に児童の環境改善に努めていきます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

この陳情について、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ちょっと私から。30番の中にあるいろいろな項目があるんですが、手紙の検閲、添削をやめることと書いています。こういう事例は実際にあるんでしょうか。

河野こども・家庭支援課長 手紙の検閲とか添削とかは基本的には行っていません。ただ、例えば、児童相談所の一時保護所に保護者とかから手紙が送られてくることがあります。そうした場合には、やはり子どもの処遇にも関わってくるので、子どもに、一緒に先生——ケースワーカーも見たいんだけどもという形で一緒に見ます。

それから、添削というのは基本的には行ってないので、逆に子どもから書きたいこととかをどう書いたらいいとか相談されることがあるので、そのときは相談に応じる形で、昔の軍隊のような、通信制限を行うとかは、子どもの基本的な権利の侵害になるので、子どもの権利と、それから、処遇とか安定とかに鑑みながら対応しているのが大分県の現状です。

衛藤委員長 委員外議員から何か質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御意見等もないので、これをもって意見聴取を終了します。

以上で、付託外案件の審査を終わります。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

まず、①から③について、説明をお願いします。

小野医療政策課長 別に配付している青い冊子の県出資法人等の経営状況報告概要書の52ページをお開きください。

地方自治法の規定に基づき、公立大学法人大分県立看護科学大学の経営状況について御報告します。

まず、左側の項目2、県出資金です。土地・建物を合わせて、32億6,436万3千円の全額県出資の法人です。

次に、項目3、事業内容です。1のとおり、当法人は、看護師・保健師・助産師などの看護職を養成するための大学を設置し、運営しています。また、4にあるように、中小規模病院等の看護管理者の支援など、学生以外の者に対し、看護に関する学習機会の提供にも取り組んでいます。

次に、項目4、2年度決算状況です。経常収益は9億4,187万3千円で、主な内訳は、県からの運営費交付金が6億円余り、授業料が2億円余りなどとなっています。

経常費用は9億4,298万9千円で、経常利益は111万6千円の赤字となっていますが、設備整備等に充てるため積立金3,095万4千円の取崩しを行っているので、当期総利益は2,983万8千円の黒字です。

なお、この当期総利益については、目的積立金として積み立て、次年度以降、教育研究の質の向上に向けた設備整備等に充てる予定となっています。

次に、項目5、問題点及び懸案事項並びに6、対策及び処理状況です。看護科学大学は、平成10年の開学から23年が経過しており、懸案

事項として、人材面及び施設・設備面の2点を記載しています。

まず、人材面では、今後10年間で教員の約3分の1が定年退職することから、円滑な新陳代謝が求められています。このため、学内からの若手教員の登用と経験豊富な外部人材の確保を計画的に行うとともに、学内で人員配置や人材育成方法などの検討を進めることとしています。施設・設備面では、教育・研究用の機器類や施設の老朽化により修理・更新費用等の増加が見込まれます。機器類は、積立金を活用して優先順位に基づき効率的に更新を行うとともに、施設については、令和2年度に行った保全調査結果に基づき、予防保全に取り組むこととしています。

続いて、53ページを御覧ください。

令和2事業年度の業務実績に関する評価結果について御報告します。

本件は、地方独立行政法人法に基づき、各事業年度における業務実績について、外部委員からなる評価委員会の評価を受け、報告するものです。

なお、評価結果の詳細については、議案書125ページにあります。説明はこの資料により行います。

全体評価については、2の(1)にあるとおり、全体として年度計画を順調に実施しているという結果でした。

(2)の大項目評価としては、Iの教育研究等の質の向上については、特筆すべき進行状況であるとしてS評価を、また、IIの業務運営の改善及び効率化からVのその他業務運営の4項目については、計画どおりであるとしてA評価を受けています。

その評価理由については、(3)にあるように、アドミッション・オフィスの設置、入試方法の改革などを行い優秀な学生確保に取り組んだことが評価されたほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンラインを活用した臨機応変の対応が取られたこともあげられています。

首藤福祉保健企画課長 福祉保健部が所管する

公社等外郭団体の経営状況等について御報告します。

お手元の県出資法人等の経営状況報告概要書の2ページにある目次を御覧ください。

当部が所管する団体は、出資比率が25%以上等の指定団体として、5番の大分県社会福祉協議会から7番の大分県臓器移植医療協会までの3団体、3ページの出資比率が25%未満のその他の出資等団体として、4番の大分県アイバンク協会の1団体の、合わせて4団体となります。

それでは、10ページをお開きください。

社会福祉法人大分県社会福祉協議会についてです。

まず、項目欄2にある資本金等の総額は1,500万円で、県からの出資金はありません。

次に、項目3、事業内容ですが、1の社会福祉を目的とする事業の企画及び実施や2の社会福祉に関する活動への住民参加のための援助などとなっています。

項目4、2年度決算状況についてですが、左側の事業活動計算書の一番下、当期経常増減差額は3,120万2千円の黒字となっています。また、右側の貸借対照表の下から4行目の純資産については、21億1,495万7千円となっています。

続いて、項目5、問題点及び懸案事項についてですが、当期経常増減差額は黒字となりましたが、今後、総合福祉会館の老朽化に伴う施設改修が見込まれることから、引き続き、財政基盤の強化に取り組む必要があると考えています。また、災害時の対応や新型コロナに係る資金貸付けなど県社協として果たすべき役割は年々増加しており、組織体制の強化に取り組む必要があると考えています。

そのため、項目6の対策及び処理状況にあるとおり、財政基盤のさらなる強化を図るため、引き続き、職員の意識改革や事務の効率化を推進するとともに、組織体制を強化するため、体系的な研修の実施や、優秀な中堅職員、若手職員の計画的な採用など、人材の育成・確保に積極的に取り組むこととしています。

続いて、11ページをお開きください。

公益財団法人分県地域保健支援センターについてです。

項目2の県出資金は500万円で、その出資比率は25%となっています。

次に、項目3、事業内容ですが、主な事業は、3の結核、がん、循環器疾患及びその他の疾病予防の検診事業です。県内各地を検診車で巡回する巡回型の検診等を実施しており、2年度の検診受診者数は延べ15万7,043人となっています。

項目4、2年度決算状況についてですが、左側の正味財産増減計算書の一番下、当期正味財産増減額は、378万8千円の黒字となっています。右側の貸借対照表の下から3行目の正味財産（純資産）は4億9,122万7千円となっています。

続いて、項目5、問題点及び懸案事項についてですが、巡回型検診については、少子高齢化や医療機関での個別検診志向の高まり等により、受診者数が減少傾向にあることに加え、新型コロナウイルスの影響により、大幅な減となりましたが、人件費の削減及び減価償却費の減や、センターでの健診における近隣住民の取り込み等の経営努力等により黒字決算になりました。

項目6、対策及び処理状況についてですが、住民検診においては市町村との連携を強化するとともに、未受診者に対する受診勧奨の拡大や事業所検診の新規受託、センターでの健康診断日拡大により収入確保を図ります。また、令和3年度から7年度までの5か年を対象とした経営推進計画に沿った安定的な財政運用が行われるよう努めることとしています。

続いて、12ページをお開きください。

公益財団法人分県臓器移植医療協会についてです。

項目2の県出資金は、2千万円で、その出資比率は31%となっています。

次に、項目3、事業内容ですが、1の県民への移植医療に関する普及啓発事業や2の腎臓の提供者と腎臓移植希望者との調整協力事業などとなっています。

項目4、2年度決算状況についてですが、左側の正味財産増減計算書の一番下、当期正味財産増減額は、39万5千円の黒字となっています。その下の括弧書きに主な収入を記載していますが、特徴的なものとしては、2番目の支援型自動販売機の収益等の寄附金122万円があります。

また、右上の貸借対照表の一番下の正味財産（純資産）は、7,053万7千円となっています。

続いて、項目5、問題点及び懸案事項ですが、腎臓提供・移植件数が停滞していることから、普及・啓発活動の強化が課題となっているほか、経営体制の強化のため自主財源の確保・拡大を図る必要があります。

そのため、項目6、対策及び処理状況にあるとおり、SNS等、多様な広報媒体を活用し、臓器移植に関する県民の理解が深まるよう広報等に努めることとしています。また、支援型自動販売機や募金箱の設置活動を進め、寄附金収入を確保することで、7年連続の黒字を達成しており、引き続き、こうした自主財源の確保に努めることとしています。

続いて、37ページをお開きください。

公益財団法人分県アイバンク協会についてです。

項目2の県出資金は500万円で、その出資比率は7%となっています。

次に、項目3、事業内容ですが、1の献眼者の募集及び登録や2の提供される眼球の摘出、輸送、検査、保存及びあっせんなどとなっています。

項目4、2年度決算状況についてですが、左側の正味財産増減計算書の一番下、当期正味財産増減額は、22万8千円の赤字となっています。

その下の括弧書きにある主な収入としては、寄附金が129万9千円となっています。また、眼球斡旋手数料は、移植に使用できる角膜の提供がなかったため、ゼロとなっています。右上の貸借対照表の一番下の正味財産（純資産）は、7,500万円となっています。

続いて、項目5、問題点及び懸案事項についてですが、献眼者数を確保するための普及・啓発活動の強化や、寄附金の増収対策等による経営体制の強化が課題となっています。

そのため、項目6、対策及び処理状況にあるとおり、SNS等、多様な広報媒体を活用し、献眼に関する県民の理解が深まるよう努めるとともに、寄附金収入の増加を図るため、支援型自動販売機及び募金箱の設置活動を進めるなど、自主財源の確保に努めることとしています。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

末宗委員 地方独立行政法人って何かあったよな。52、53ページ、この評価結果で、特筆すべき進行状況でSがついているんだけど、余りよくこっちは理解しちよらんのかな。例えば、教育研究費の質の向上をするんだかで、予算的には9億4千万円あるんだけど、1億円とか何億円とか使っているようには見えないし、中身をちょっと教えてくれんかね。

小野医療政策課長 53ページに書いている評価結果の詳細です。

評価委員会の評価理由としては、この下に書いている、さきほど御説明申し上げましたが、県立高校の校長先生のOBを迎えてのアドミッション・オフィスを設置し、入試方法の改革というのは、総合問題を取り入れたりと、あと、面接の点数を上げて看護人材として適正な人をちゃんと選考するという取組を行って、優秀な学生の確保に取り組んだということ。それから、高校の意見ということで、ここのアドミッション・オフィスの専門員が14の高校に行って、いろんな意見を伺って、改善に向けた取組をしているということが特に評価されたとなっています。

末宗委員 途中で悪いんだけど、アドミッション・オフィスというのは意味がよう分からんのかな。それでいつもだまされるんだよ。

小野医療政策課長 入学管理をつかさどるような事務所という意味になるんですが、優秀な人材を集めるために特別にそういう取組をしたと

いうところが評価を受けたとお伺いしています。
末宗委員 ちょっと答弁漏れなんやけど、大体どのくらいの金をこれに突っ込んでいるんかとかが答弁ないんだけどね。

小野医療政策課長 52ページを御覧いただければと思います。経常収益9億4,187万3千円のうち、県から運営費交付金として、その横の四角の中の一番上に書いていますが、6億4,857万2千円。授業料として約2億1千万円とか、組み合わせて収入が上がっているということになっています。

あと、受託研究等というのは、また国の研究機関からの外部資金を獲得して賄っているという状況になっています。

末宗委員 聞いているのは、特筆すべき進行状況がSだから、この事業に何ぼ使ったのかなと思って聞いたんや。

小野医療政策課長 何と言うか、一体的に人件費等も含めてになっており、教育研究等でいくらかという形での決算にはなっていないので、そこはそういう数字を持ち合わせていません。すみません。

末宗委員 さっきから言うアドミッション・オフィスの設置で、これが優れているからSと言うんだけど、私も初めてこれを見て、さきほど、具体的に入学者の受入れとかいう説明だった。入学者の受入れは当然どこの高校でも大学でも、なるべく優秀な人間を取ろうとするのは当たり前の話で、それが特筆すべきところというのはもうちょっと根拠があるんじゃないかと思うんだけどね。これは評価を誰がしよるのか。評価委員会か何かがあるんだろうけど、もう少し具体的に説明できるぐらいの根拠がないと、Sではないんじゃない。さきほどから聞いているんだけど。

衛藤委員長 評価委員会の中の資料とか、もうちょっと多分詳しくあると思うんですね。今この場でというのも、答弁も限りがある……

末宗委員 答えられる分で。

小野医療政策課長 評価委員会は、豊和銀行の権藤頭取が委員長になっており、その中で評価いただいています。

ここの評価理由のところについて、ちょっと分かりにくいという話ですが、主な評価理由として、評価委員会でいただいた評価を転載している状況です。

詳細は持ち合わせているので、よろしければ後ほど御説明に上がりたいと思います。

末宗委員 最後にもう一回だけ言うけど、僕は評価委員会の評価は余り評価していない。行政の隠れみのと思うちょるだけで、おたくたちが作ったのをそのまま、何で豊和銀行の頭取が評価をしきるの。審議会とか評価委員会というのは行政の隠れみのとなっている。そういうものを信用せいと言うても、そげな資料もいらんしね。

ただ、行政で、1億6千万円とか、1億何ぼやったかな、4千万円か使っている以上、ある程度何ぼか納得のいく、Sと付けている以上は、そのSの根拠はやっぱきちっと出しとってもらいたいね。

小野医療政策課長 ここにあがってないんですけども、さきほどの52ページの3番のところ、就職率、進学率、国家試験の合格率というのがありますが、例えば、一番下の看護師の国家試験合格率であれば、令和元年、令和2年と続けて100%、この辺も連続して全員合格するのは非常に素晴らしいことですねということが評価委員会では言われていたし、進学を希望する人はちゃんと進学をする、それから、就職についても、何人か公務員に志望を変えたりで全員にはなっていませんが、高い水準で就職している、こういったところも評価委員会では評価をしていました。

評価理由は、転載をしている関係で、その辺は記載していませんが、52ページでそういうところの議論もあって評価されたと認識しています。（「もういいや」と言う者あり）

今吉副委員長 今の看護大の関係ですが、志願者数が415人、501人、405人ですよ。入学者は大体何人入れるの。

小野医療政策課長 1学年の入学定員は80人で、400人であれば5倍です。例年、学生も前年の志願倍率を見て、ここがちょっと高いん

で敬遠するというのもあるので、例年、大体波があるようです。

今吉副委員長 80人に対してそのくらいは来るから、優秀な学生が確保できてSランクになるということですかね。

小野医療政策課長 たくさんの人材の中から面接等も行いながら、よりすぐることができるのは大学としては優秀な人材が確保できていることになろうかと思っています。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ちょっと私から同じく看護大の関係で、5番の問題点及び懸案事項のところ、議会からも県内就職率の低さがこれまでもずっと指摘されていたところだと思います。その県内就職率の最新の状況と、問題点及び懸案事項に入っていない、たびたび指摘されているにもかかわらず入っていない理由があればというところ。

それと、6番の対策及び処理状況、これはちょっと要望に近い部分になるんですが、答弁いただければなんですけど、機器類の更新というか、新規のところ、これはよく言っているんですけど、企業版ふるさと納税で、岡山の高専が三井造船から寄附を受けてかなり設備更新をやったとか、そういう事例もあると思います。公費だけでやってもグレードが限られるんで、資金の外部調達なんか積極的に進めて質を上げていくのも一つの手だと思います。その辺の御検討とかもしあればですね。以上2点についてお願いします。

小野医療政策課長 まず、県内就職率についてです。県内就職率については、令和3年3月の卒業生、全体で就職した方が68人いらっしゃり、そのうち33人ということで、48.5%となっています。その前の年が50%という状況です。

問題視していないのかということですが、当然、県立大学ということで、卒業生にはできるだけ県内に就職していただきたいという思いは全く一緒です。ただ、その一方で、人によっては上昇志向があって、一度、東京に出てチャレ

ンジしてみたいという方もいらっしゃるので、そういった方には東京の病院で看護師としての質の向上をしていただいて、ライフスタイルに応じてまた戻ってきていただいて、看護大にはNPとって診療看護師を養成する部門もあるので、そういったところに入ってきていただくということも取り組んでいきたいと思っています。

看護大としては、目標を50%で設定しています。もっと高くすればいいんじゃないかということでの委員長からの話だと思うんですが、さきほど申し上げたチャレンジ精神のところも踏まえて50%という設定を今までしており、おおむね達成しているのかなということで、問題点にはあげていない状況です。

ただ、50%になっていけばいいというものでもないで、1年生のときから県内就職の意識付けで、県内の病院とマッチングする事業を医療政策課でやっているんで、そういった中で、できるだけ県内に入っていただきたく取組をやっています。

それから、外部資金の調達、機器の更新です。こちらについては、さきほど受託研究で1,100万円ということもありましたが、そういった外部資金の確保に努めているということと、これまで52ページの6番の2番に積立金の残高を書いています。大体2億円ぐらいを持っていて、うまく更新の費用等も年間3千万円ぐらい使いながらやっていく取組をしています。看護大としても資金の外部調達は積極的に進めています。県としてもその辺、さらに促進するというところで一緒に取り組んでいきたいと思っています。

衛藤委員長 ありがとうございます。一つは、運営費交付金で6億円と。かなり県費が入っているのはたびたび指摘されてきているところだと思います。6億円に対して50%がいいかどうかというのは、私はそこはもうちょっと厳しく見るべきかなと改めて思っています。

さきほど進学といった御本人の上昇志向の話もありました。ここを強調されるのであれば、進学した後に大分に戻ってくるというケースも

あり得るとさきほど話があったので、そこの把握も含めて数字をきちんと練り込んでいくとか、説明に対する努力というのにも必要になってくるのかなと思っています。

機器類のところなんです、岡山の高専なんかは企業版ふるさと納税で6,500万円を集めています。これぐらいは規模感として全然狙えるということなんで、さきほどの話で、年間3千万円ずつぐらいということですけど、かなりプラスのインパクトも大きい話なんで、この辺も県外の医療機器メーカーとか、そういうところも含めて、ぜひ御検討いただければと思います。答弁は結構です。ぜひ御検討をよろしくお願いします。

ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑もないので、④について御説明をお願いします。

藤内理事兼審議監 お手元の新型コロナウイルス感染症の現状についてという左上をホチキスで留めた資料により、県内の新型コロナの感染状況、対策について御説明します。

まず、世界の発生状況ですが、デルタ株が世界的に流行していましたが、8月下旬に世界的にもデルタ株の流行はピークアウトし減ってきています。ただ、日本よりもワクチン接種が進んでいる欧米の国々でも感染状況は、例えば、ドイツやフランスは今日本の3倍、イギリスやアメリカは日本の10倍の人口当たりの新規感染者が出ています。ワクチン2回接種が6割超えたとしても、まだまだマスクといった感染対策が必要な状況は、この欧米の例を見てもうかがえるかと思えます。

国内の発生状況、そこに自治体をリストアップしていますが、19都道府県で9月30日まで緊急事態宣言が、8県でまん延防止等重点措置区域に指定されています。

昨日までの県内の発生状況ですが、7,949人の感染が確認され、77人が亡くなっています。昨日の時点で97人が入院され、宿泊療養が73人、自宅療養が28人。感染者は減ってきているんですが、家族そろって皆さん感

染という事例がまだまだ多いので、自宅療養も増えています。入院・宿泊療養準備は13人になっていますが、このうち11人が昨日公表になった部分で、実質2人が宿泊療養待機中です。

下に1日ごとの感染者数を載せています。今日も14人なので、4日続けて10人台という状況で、やっと県内も新規感染者数が落ち着いてきました。

右側にこれまで発生した県内のクラスターの一覧を載せています。98例目までクラスターを確認していますが、ここ2週間、幸い新たなクラスターの発生を見ていません。このあたりも少し県内の感染が落ち着いてきたことを物語っていると思います。

次のページを御覧ください。

上の段のグラフが全国、真ん中の段が大分県、赤い折れ線グラフが新規感染者、1週間の平均です。曜日によってどうしても変動があるので、1週間をならした曲線を御覧いただくと、全国、大分県とも8月25日頃をピークに順調に減少してきています。

次の3ページ、横のグラフを御覧ください。

赤で示したものが感染経路不明の方、黄色が感染経路ありの方の一日一日の新規感染者数の推移です。左の山が第4波、右の山が第5波となります。第4波、ゴールデンウィーク明けに県では外出自粛要請や時短要請をお願いしましたが、5月6日にこういう要請をお願いして、8日後の5月14日から、この青で示した人口10万人当たりの新規感染者数が減ってきています。同様に、今回、第5波では、8月17日に時短要請や外出自粛をお願いしましたが、正にそれから8日後の8月25日をピークに新規感染者数が減ってきている状況です。この新型コロナの潜伏期間、それから、発症して診断がつくまでの期間、それを合計すると、大体8日間で対策の効果が現れると言われていたんですが、県内の場合も見事に外出自粛や時短要請の効果が第4波、第5波とも同様に現れていると考えていいかと思えます。

次の4ページを御覧ください。

これが本日の県内の感染状況を評価したステ

ージ表です。お手元のステージ表、3のところを、オレンジ色の網かけをしています。昨日までステージ3でした。本日、重症者が3人、重症者の病床使用率は6.9%でこれがステージⅠ、病床使用率も本日88名と、昨日からまたさらに入院患者が減り19%で、これがステージⅢの基準を下回りステージⅡ、感染経路不明者が50%を下回って40.3%、人口10万人当たりの新規感染者数が11.37人でステージⅡ、入院率や療養者数もステージⅡです。直近1週間と前の週を比較して、ほぼ半減しているの、これがステージⅠ、そして、PCR検査の陽性率も2.4%ということで、3%を下回っているの、ステージⅠ、八つの指標のうち五つがステージⅡ、三つがステージⅠということで、本日午前中に本部会議を開催し、県内の感染状況を総合的に見て、ステージⅡと判断しました。

お手元に2枚のホチキス留めの報道資料、新型コロナウイルス感染症に関する今後の対応についてというのをお配りしていると思いますが、さきほど1時から行われた会見で知事が公表した内容です。感染の状況のところ、今、申し上げたステージⅡと判断したこと、そして、上から三つ目の段落、この結果、長期間にわたりお願いした不要不急の外出自粛、営業時間の短縮要請の対策は9月26日をもって解除することとしました。もともと8月一杯ということでお願いし、8月17日にそれを延長して9月12日まで外出自粛要請と営業時間短縮要請をお願いしていたんですが、それをさらに2週間、9月26日まで延長をお願いしていました。それが本日の時点でステージⅡになったことから、予定どおり9月26日をもって外出自粛と営業時間の短縮要請を解除するというものです。

ただ、この後、リバウンドしないことが非常に重要になるので、その後、2番以降、感染再拡大を抑えるための具体的な取組として、基本的な感染防止対策、次のページになりますが、会食、カラオケ、県をまたぐ移動についてといった、引き続き県民の皆さまに感染の再拡大を招かないための感染対策についてお願いしまし

た。

では、元の資料にお戻りいただければと思います。

5ページ、これは全国各地域の感染状況で、直近1週間と前の1週間をそれぞれの地域ごとに比較したものです。いずれの地域も一番右側の列に三角の数字が入っていますが、全国的に御案内のように今回の流行は収束に向かいつつある、いずれの県も新規感染者が減少しています。

次の6ページをお願いします。

緑の網かけをしているのが九州・沖縄の各県です。沖縄がまだまだ全国で最も多い状況ですが、次いで福岡、熊本、大分県が21位という状況です。大分県も順調に新規感染者は減ってきていますが、ほかの都道府県も同様に減ってきているもの、大体このところをずっと、順位的には21番前後で推移している状況です。あと、宮崎、鹿児島、長崎、佐賀あたりは人口10万人当たりの新規感染者数が1桁になって、順調に下がってきています。

次の7ページを御覧ください。

これは1週間ごとの感染者の年齢構成を示したものです。御案内のように、第5波の特徴は、ワクチン接種が進んだお陰で高齢者の感染が少ない反面、20代、あるいは30代という若い世代の感染が多く、直近1週間で見ても40歳未満が3分の2を占めている状況です。また、ここへ来て、少しですが、60歳以上が増えてきて、10%を少し上回る状況になってきています。

感染経路別の推移がその下のグラフですが、赤で示した県外由来の感染者が8月上旬からお盆にかけて多くなっていましたが、それがずっとここ最近減ってきたということ。それから、右側に濃いピンク色で示した会食、飲食店利用による感染者が、これが時短要請を出して以降、順調に減ってきています。

代わって多いのが青色で示した家族内感染で、さきほども申しましたが、家族全員が感染する例が県内でもたくさん発生しています。

次の8ページを御覧ください。

市町村ごとの感染状況の推移です。8月下旬には中津市がかなり大変な状況で御心配いただきましたが、中津市、宇佐市とも非常に最近落ち着いてきました。ここに掲げているのは直近1週間で感染者数が多い五つの自治体です。大分市や別府市がまだ多い状況ですが、その二つ、青色で示した大分市、灰色で示した別府市もここへ来て新規感染者数が減ってきています。

その下の積み上げ棒グラフは、今週1週間の市町村ごとの新規感染者数ですが、これで言うと、別府市が最も多いということになります。それから、人口の関係で、日出町は6人しか感染者が出ていないんですが、割合としては2番目、次いで大分市という状況になっています。日出町や日田市は、家族内で3人、4人と多めに感染者がいたりして、ちょっと数が多くなっていますが、実際は県内各地域とも感染状況は落ち着いてきています。

次の9ページをお願いします。

これは児童生徒の一日一日の新規感染者の状況を示したものです。ちょっと日付が小さくて申し訳ありません。夏休みの終わりぐらいまでに1日に大体20人、夏休み中は1日に20人を超える児童生徒の新規感染が家庭内感染で見られましたが、このまま新学期が始まることで、さらに学校で感染が広がるのではないかと大変心配しましたが、9月以降、大体1日に2人とか1人、3人といった状況で、学校での感染拡大は現在見られていません。発生するお子さんも家族内感染の方に限られている状況です。

それから、9ページの下の方の折れ線グラフは、時短要請をしたり外出自粛要請をしたことで、どれくらい県内の人流が減ったかというのを九州各県と比較したものです。赤い折れ線グラフが大分県のもので、これはグーグルのオープンデータを使って分析したものです。8月18日から24日という、時短要請や外出自粛要請をしたところからすると大分県は下がってきて、その後、少しずつ最近じりじり上がってきてはいますが、ある程度人流が下がった状態が保っています。佐賀県、鹿児島県、長崎県といったほかの九州各県と比較しても遜色ない程度

に減っている状況です。もっとも、一番減っているのは沖縄県で、沖縄県は25%以上、人流が減っている状況です。

次のページを御覧ください。

これは今回外出自粛や時短要請を解除するにあたり、第4波の際と比較したものです。第4波、6月13日に外出自粛や時短要請を解除していますが、そのときの状況は病床使用率が17.8%、そして、新規感染者数が2.47%という数字でした。さきほど申したように、今日の病床使用率19%まで改善しているので、この第4波の外出自粛や時短要請を解除したときとほぼ同じレベルまで病床使用率は下がってきています。ただし、新規感染者数は今日の11.37%ということで、第4波の際の2.47%に比べてまだ高い状況が続いています。今回、若い世代が多いことや、ワクチンの影響で軽症者が多いこともあって、新規感染者の割に入院患者は少なく、今回、この病床使用率がステージⅡの基準に落ちてきましたが、新規感染者はまだまだ多い状況なので、ここで油断すると再拡大につながりやすい状況です。そこで、さきほど紹介した、知事からも今回の外出自粛や時短要請の解除に伴い、基本的な感染対策等を改めて県民の皆さまにお願いしました。

11ページをお願いします。

ワクチン接種の進捗状況ですが、これは医療従事者も含む県内全てのワクチン接種の状況です。1回目のところに接種率66.5%、接種2回目55.2%という数字が入っているかと思いますが、半分を超える方が1回目、2回目の接種を終え、3分の2の方が既に1回目の接種を終えているというのが県内の状況です。いずれもこの接種率は全国平均を2ポイント程度上回っている状況です。

その下の棒グラフは世代別の接種率ですが、70、80、90代は見事に1回目、2回目とも90%を超えています。高齢者のワクチン接種は本当に高率で接種をしていただいています。60代が1回目が81.7%、2回目が77.4%ですが、その後、年代が下がるごとにまだまだ接種率が低いという状況です。特に、10

代、20代、30代については、まだ1回目
が40%前後ということで、これから若い世代の
接種率の向上が必要ということになります。そ
うした分も含めて、3の職域接種、現在28企
業・団体・大学の30会場で実施中です。これ
で6万5千人の接種を見込んでいます。また、
県営接種センター、この7月、8月と昭和電工
武道スポーツセンターで1万3千人の接種を終
えて、今は新館14階の展望ホールで第1クール
の接種を進めています。第1クールは既に1
万人の予約が埋まり、今、第2クール分も8割
程度、予約が順調に埋まっている状況です。

最後のページを御覧ください。

若い世代の接種がまだ進んでいないとい
うことで、今の県営接種センターにおいて、若
者向けの当日の予約枠を設けました。例えば、
明日、時間が取れたのでワクチンを打ちたい
という若い人が、その日、電話で予約して接
種できる仕組みを整えました。実際にそれぞ
れの接種の終わりに20人程度の枠を用意し
て、そこに来て接種していただくというもの
です。ファイザー社のワクチンを使い、実
際、僅か20人の枠なので、電話をかけてい
ただいても埋まっているということが多いん
ですが、その場合、コールセンターでその
方が住んでいる、例えば、大分市であれば
県営接種センターや九電の接種が受けられ
る場所や時間帯の紹介をします。せっかく
電話をかけていただいて、すみません、県
営接種センターの今日の予約分は終わしま
したではなくて、その人が受けられる接種
の機会を御紹介し、若者の接種率向上につ
ながればということで、こうした取組を今
日アナウンスしました。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見
があればお願いします。

末宗委員 僕は一般質問でもしたんだけ
ど、今度のコロナというのは何回も何回も
来るし、要するに分かってきたんは、医療
体制がありさえすれば、やっぱり死人は余
りうんと出らんし、基本的にはそこだと思
うんよ。ゼロコロナも何もうるわけでは
ないし。

それで僕は、医療体制で、さっき県立病
院の院長たちが来ちゃったとき、どんなと
ころが問題かと聞いたら、開業医が本音は
反対みたいな感じで、やっぱり通常の診療
とコロナ診療を混ぜてやった場合の、コロ
ナ後の経営を心配しているという意見だ
った。だから、僕は一般質問でも野戦病
院とかの準備だけしちよつたら、そこあ
たりができるんじゃないかと言ったんだけ
ど、県は日本でも県独自の対応でやると
言うから、いいもんができるじゃろうと
期待しとるんだけどね。

そこは序論として、今後、行動制限が
緩和されていくにつれてワクチンパスポ
ートを利用すると思うんだけど、ワクチ
ンパスポートはどうやって取得するんか
、具体的によく分からないんよ。僕は2
回目のワクチンを打ったときにも、接種
券をどこにやったかなとか思ってね。ぽ
んとスマホに入ってくるんだらうかどう
なんだらうかとか、そこあたりを教え
ていただきたい。

それと、たばこの煙が非常にコロナに
効くという論文が出て、証明もされたん
だけど、藤内さんはいつもたばこを目の
敵にしよった張本人じゃき、ちょっと御
見解をね。たばこの煙が非常に効くとい
う広島大学の論文で、恐らく、感染し
ない、予防に効く、そして重症にはなら
んという証明が日本でも出ているから、
藤内さんにはいろいろ思いがあるじゃろ
うけど、ちょっと御見解をお聞きしよ
うと思って。

藤内理事兼審議監 臨時医療施設につ
いては部長が答弁しているんで、重複は
避けたいと思いますが、まず、ワクチン
パスポートは、今、本当の意味の、海外
に渡航するためにワクチンの接種証明
が必要な方については、市町村で接種
証明、いわゆるワクチンパスポートが申
請できます。ひょっとして接種券を失
われていても、市町村でちゃんと委員
の名前でワクチンの接種券番号とか分
かるので、それができるものと思われ
ます。今は海外渡航だけです。

今、言われているワクチン検査パッ
ケージのような、旅行するときとかに
使おうというのは、多分、スマホに
そういう証明書が入るような形になる
んですが、ただ、今のところそのシス

テムをどうするかとか、当面、紙ベースでやるのかとかいったこともこれからの検討になります。全国いくつかの地域で、いわゆる試験的に運用する地域がこれから決まって、そこで実際に運用しながら、ほかの地域にどう展開していくかが議論されると聞いています。だから、今現在、県内でスマホでそういったのが出るような仕組みは、まだできていない状況です。それはもうしばらくお待ちいただければと思います。

それから、2点目のたばこの煙がコロナに効くという話です。コロナウイルスがくっつく細胞の突起と言うか、コロナウイルスが細胞にくっつく際の鍵穴があるんですが、この鍵穴がたばこを吸う人ほど多いと言われていています。だから、委員の意見と全く逆で申し訳ないんですが、たばこを吸う人は逆にコロナにかかりやすい、あるいは重症化しやすいという論文は出ています。

ただ、不勉強でして、たばこの煙がコロナに効くというのは初耳なので、それはしっかり勉強させていただきたいと思います。

末宗委員 俺が言うちょっとき、見とろうや。

(「広島大学」と言う者あり)

藤内理事兼審議監 広島大学、そこはしっかり検索させていただきます。すみません。

末宗委員 ワクチンパスポートの件でだけど、コロナが始まった頃、いろんなアンケートを取るのに答えてくれとって厚生労働省からぼんとスマホに入ったよね。あのやり方でやるのかなという考えがあるんだけど、それとは違うんだらうかね、どうなんだろうかね。

藤内理事兼審議監 例えば、接種券番号をスマホに入力し、接種したという照合が取れてスマホに接種済証が表示されるみたいなことはあり得ると思うんですが、それがまだどういう仕組みになるかはこれからなので、ちょっとそこはもう少しお待ちいただければと思います。

末宗委員 最後、1点だけ。行動制限が具体化したときは、それを持ちたいという国民が集中すると思うんよ。今からある程度準備しよった方がいいと僕は思うけどね。政府がいつの時点でそれを決定して実施するか知らんけど、言われ

てから動くのではなくて、もうほとんど既定路線のごとなっているんだから、今から県と市町村が打ち合わせてやったらスムーズに行くのではないかなという気がするけれども、まあ要望でいいや。

馬場委員 二つほどあるんですが、一つは、この資料の9ページで九州各県の人流の変化があるんですが、第4波が終わったときに、第5波はかなり感染力の強いデルタ株になるというのはこの委員会でも話があったと思うんですね。それで、随分準備をされた部分もあったと思うんですが、9ページの下の図を見ると、やっぱり盆の頃の人流がかなり爆発的に、一番ピークになったかと思うんです。こうやって増えた原因はこういう人流かと思うんですが、今度、減った原因はどう捉えているのか。やっぱり人流がかなり減ってきたのがあるのかが一つ。それから、これから第6波もまた来るのかと思うんですけど、中津市も1日に47人ぐらい出たときに、PCR検査を受けたい人がかなり出て、抗原センターを宇佐市がやっているの、宇佐市に行ったりしたんですね。そういう検査機関の設置はなかなか厳しいのかなと。PCR検査ができるところを——抗原検査でもいいんですけど、設置して、その後、陽性だったら入院とか医療体制との関係もあるかも分かりませんが、そういうPCR検査を受けるところは、抗原検査は大分市、それから別府市、宇佐市ぐらいなので、設置できないのかなと思うんですが、その辺は。

藤内理事兼審議監 まず、第5波が全国を含め順調に減ってきた要因は、最近、各メディアで専門家がいろいろ述べていますが、結論はよく分からないことが多いようです。人流が減ったと言うんですが、減り具合がそんなにたくさん減ったわけではないのにこれだけ減っているということで、人流だけでは説明がつかないということ。この1か月でワクチンの接種率はかなり上がりましたが、それでこれだけ劇的に減るかもなかなか厳しい。それから中には、気候がよくなって窓を開けたりして換気しやすくなった、つまり、がんがんにクーラーを入れて閉め

切っていた状況から、換気とかがしやすくなったという気候の変化をあげられる方がいます。

それからもう一つは、若者を含め行動変容、これだけ増えてやっぱり心配になったので気を付けるようになったのではないかとこのことを指摘する研究者もいます。でも、いずれも説得力がいま一つで、正直、我々も第4波、第5波と経験したのに、なぜコロナが増え、また減るのが実は本当に完全に分かり切っていないなと思います。ただ、今回の県内の第5波はこれだけ大きな流行を経験したので、なぜそれが拡大したのか、逆に言えば、なぜこうやって減ってきたのかについても、今、いろいろ人流も含めてデータを集めているので、そこはしっかり分析したいと思っています。

そういう中で、第6波がどういう形で来るかなんですが、願わくば年末まである程度いって、どうしても年末の人の動き、さきほど委員もおっしゃったように、7月の4連休と盆の連休で県をまたぐ人の動きが今回の第5波の大きな要因になっています。第6波が年末年始の人の動きで出てくるのはある程度想定されるんですが、そこまで落ち着いた状況が続くかどうか。昨年第3波は11月からばらばら出始めて、県内は12月にかなりのレベルになりました。そして、年を越して、正月の影響で第3波の後半と言うか、また結構感染が増えました。そうならないようにできるだけ年末まで抑え込めればよいと思うんですが、そのために、引き続き県民に感染対策をお願いし、しっかり効果が発揮できればと考えています。

それから、検査についてですが、実は県内500を超える医療機関でコロナの診療や検査ができる体制で、迅速診断キットだけではなく、それぞれでPCR検査ができる機器を整備していただいている医療機関が増えたので、症状があればすぐさま受診していただければできます。ただ、委員がおっしゃったように、症状が全くなくて、心配だからPCR検査や迅速診断キットで検査を受けたい場合をどうするかですが、県としてはこれまで議会でも答弁していますけれども、基本的には症状があって、すぐさま受

診していただくのが一番確実に感染者を早期に発見できる方法なので、それを県民の皆さまにお願いしたいし、医療機関にもその協力を引き続きお願いしたいと考えています。

馬場委員 最後に、治療薬の開発の見通しとかはあるんですか。

藤内理事兼審議監 今回、もう一つ抗体療法が認可されそうです。今、抗体カクテル療法と、もう一つまた中和抗体の治療が始まります。点滴治療で、今のところ往診先でも外来でも一応できることになりましたが、点滴した後の健康観察が必要で、飲み薬を飲んですぐによくなるのとは違い、インフルエンザでいうところのタミフルに相当するような、本当に特効薬、できれば飲み薬で、それを飲めば確実に症状が収まるとか、あるいは感染者と接触があっても、それを飲むことで予防になるとか、タミフルも予防投薬が可能なんですけど、そういった薬が開発されると、この新型コロナに対する我々の脅威、あるいは医療機関の負荷も減っていくのではないかと思います。その辺の薬は今、だいぶ開発が進んで、年内に臨床試験が始まるという情報もいくつかあるので、我々も大いに期待しています。

今吉副委員長 今の関連ですけど、県内のクリニックとか病院でもPCR検査はできるようにしましたよね。それは費用としてはかかるでしょ。普通の診療ということですか。

それと、さっき末宗委員が言ったワクチンの証明書ですね。外食するときにそれを持っていくと思うんですけど、10歳以下でワクチンを打っていない人にはそれが出ないわけでしょう。そしたら、そういう人はそこに行けなくなるということになるんでしょうかね。その2点。

藤内理事兼審議監 まず、医療機関でPCR検査を受けた場合に、当然、費用はかかりますが、いわゆる保険の3割負担分については公費で賄われるので、実際にPCRの検査費用そのものの負担はありません。ただ、初診料やほかの薬をもらったりとかの分の費用はかかりますが、PCR検査に係る費用そのものについては公費の対象になります。ですから、本当ならクリニ

ックでPCR検査を受けると1万8千円とか1万3,500円とかかかるんですが、その3割分については公費で賄われることになります。症状がある場合であれば、余りお金の心配をせずに検査は受けられます。（「症状がある場合ですか」と言う者あり）そうです。逆に、症状がないで受けると全く自由診療ということで、そこは医療機関が自由に価格を設定できます。安いところで3千円から2万円とかいうところまで差がある状況です。

それから、多分、12歳未満はワクチンの対象にならないので、確かにこのワクチンパスポートという話になってきたときに対象として外れることがあるので、もしそれが実用化される場合、子どもたちに関しては何らかの別の方法が必要になってくると思います。ただ、5歳から11歳もファイザー社のワクチン、アメリカでFDAが認可するので、多分、それから1か月——前は3週間ぐらい後に日本でも承認されているので、日本でも5歳から11歳の子どものワクチンもこれから接種が可能になっていくとは思いますが。

いずれにしても、打てない世代とか、どうしても医学的な理由で打てない人とかに対する不利益にならない部分は必要だと思います。

衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 では、私から、結構大量にあるのですみません。1か月ためにためてきたのがあってですね。

まず、飲食店から話が来ているかもしれないんですが、今、感染者の発表をするときに業種のところで飲食業というのが出るようになっていきます。これは例えば、製造業だったら製造業と出ない状況の中で、飲食業とか自営業という形で出ると、特に郡部の方だと犯人探しではないですけど、店探しが始まってしまうと。これがやっぱりどうにかならないかと声が上がっているんですが、その点についての対応はどのようにお考えでしょうかというところがまず1点。

もう1個が、今、第5波が収束しようとしています。伺っていると、第5波は福祉保健部の

皆さんをはじめ、県庁の皆さんが本当に御苦労されてきて、他部門からも応援に行かれたりとか、いろんな話を伺っています。本当に頭が下がる思いです。

その一方で、第5波までの対応を振り返って、いい悪いではなくて、何が課題として残ったのかがあると思います。例えば、第5波が到来する前に、福祉保健部としてかなり予測を当てられていたと私は思っているし、本当にすごいことだと尊敬しています。第4波で大体1日100人ぐらい発生したんで、そのときの最大のホテルであったり病床の必要数が700床強であったと。そこから考えると、第5波は1日200人も想定し得ると。そのときは1,500床ぐらいまで必要になるんで、正に今回ぴったり当てられているわけで、また、アルファ株の1号から感染拡大までが大体1か月というのもまた当てていて、本当に素晴らしいと思っています。

当てているんですが、私が自分で大分合同新聞の数字をまとめたものによると、8月28日に大体1,490床ぐらいで、1,500床弱ぐらいまで入院待機まで含めて必要になりました。正にぴったりの数字で、これがピークでした。その一方で、実際に1,500床体制が組めたのが9月1日だったんですよね。本来であれば、やっぱり8月20日ぐらいまでにはこれが組めている必要があった。これが組めて、うまくやれば時短もやらずに済んだのかなという思いもあるし、そういった中で、その原因の一つとしては、準備よりも感染の拡大が思ったよりも急だったところがあると思います。では、それを踏まえて第6波はどうするかという話も必要だと思うんですよね。ホテル療養施設を一つ立ち上げるのに大体何日ぐらいかかるんで、それを見越してやるとか、そういった議論が。

もう1個、今回課題になったのが、1日の対処人数。入院待機も含めて1日に処理できる人数がマックスで100人から150人弱ぐらいだったと思います。では、これが1日200人出たとき、1日で全部さばき切れる体制が作れるとか、これはやっぱり第5波から第6波へ

続く課題としてあると思うんですね。これは委員の皆さまへの相談も含めての話で、こういった課題の検証をきっちりやっておく必要があると思います、要望になるんですが、もう一度、臨時の常任委員会を開かせていただいて、第5波の課題の洗い出しについて、ぜひ御報告いただけないかが私からの要望です。

一旦、委員の皆さまにもお諮りします。新型コロナウイルス感染症対策特別委員会もあり、そこの合同も含めて、詳細についてはまた検討ということで、少なくともこの常任委員会で臨時でまた1か月後ぐらいをめどに開催したいんですが、その点、委員の皆さま、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ありがとうございます。では、委員会からの要望として福祉保健部にお願いするので、臨時の委員会について御検討いただければと思います。

3点目なんですが、今回お盆に大変感染拡大しました。お盆前に知事が、帰省に伴う自粛要請はしないと、皆さん安心して帰ってきてくださいという発言がありました。私、これは今回の感染拡大にとっては非常に大きいファクターだと思っています。この点について、8月15日には県からも帰省に伴って感染者が増加しているというコメントを出しています。この点について知事の責任は非常に重いと、この発言の責任は非常に重いと思うし、逃げようがないと感じています。これに対する県の御見解を伺えればと思います。

あと、県は、重症相当という指標を使っていると思います。これは内部指標として使われているんですが、通常重症者にネーザルハイフローの使用者を加えて、重症相当として扱っていると伺っています。9月上旬に重症者は大体3人から5人ぐらいです。発表上の数字は非常に少なかったです。でも、伺うと、これだと重症病床の使用率は10%程度で、この発表だけ見たら、あまり大変ではないんだと多分一般人は捉えられると思うんですが、実際、重症相当という形で見ると、25人弱ぐらいは出てい

ると。これを入れると重症病床の使用率は50%を超えているのが実態で、聞くと中部医療圏の重症病床の使用率は90%を超えていた。これはやっぱり結構危機的な状況だと思うんですね。この危機的な状況がきちんと県民の皆さまに伝わっていないと、情報公開として。これは私、隠しているかとか、全然そういう意味ではなくて、きちんと実態を県民の皆さまに伝えて、その上で行動制限を求めることで、やっぱり説得力が増してくると思うんで、こういった情報公開の仕方とか共有の仕方は今後考えていかなきゃいけないと思うんですが、この点について伺いできればと思います。

これで最後です。ワクチンで、かなり前の委員会のときにお願ひしたんですが、今までの波においても大分市、別府市で大量に感染者が発生してきています。そんな中で、大分、別府を優先的に打っていかないといけないと思うし、その要望はさせていただきました。

その一方で、週に1回、ワクチンの市町村別接種状況を送っていただいているんですが、大分、別府が全く上がってこない。これは職域接種や県営接種センターが始まってから、かなり上がってくるのかなと思っており、そういう御説明もあつたんですが、やっぱり上がってきていない。ここはもうとにかくほかをちょっと減らしてでもここを打ち込まないと、なかなか落ち着かないと思います。ここの対応が実際どうなっているのかの実態を教えてくださいませんか。

以上、4点です。多くてすみません。

藤内理事兼審議監 まず、感染者の職業の公表の件です。

飲食店従業員や飲食店経営者という形で、飲食店に関しては職業がかなり具体的に公表されています。これは医療従事者も同様で、実際に感染するリスク、あるいは感染させるリスクもあるということで、あえてほかの職種とは別に業種として公表しています。そのあたりは感染対策上の必要があると判断して公表しています。

それから二つ目、第5波、本当に200人であったり、いつ頃というのはおおよそ予想はし

たんですが、これはあくまで、どこまで根拠があるかという部分もあったので、その予想に基づいて、実は宿泊療養施設は8月8日に2棟目、5日後の13日に三つ目、18日に四つ目、23日に五つ目と、5日ごとに宿泊療養を1棟ずつ増やしていつているんです。必要なら小野課長にも補足していただきますが、本当に医療施設に苦勞していただいて、あるいはそこに詰める看護職やオンコールのドクターであったり、そうしたスタッフの確保、それから、実際に既に予約が入っている方をお断りしたりという形で、やっぱり10日はかかります。つまり、本当に5日ごとに新たに宿泊療養を増やしていくために、その10日前から準備を始めるんです。今回改めて振り返ってみたときに、8月8日の段階で10日後に2棟オープン、そして、8月13日の段階でさらに10日後に2棟オープン、つまり実際は1棟ずつ増やしていったんですが、8月8日や8月13日の時点で10日後に2棟ずつオープンさせるだけの、これだけ増えるぞという最悪のシナリオとして描いてはいましたが、例えば、8月13日のときに1日当たりの新規感染者数が80人ぐらいでした。8月8日はまだ40人ぐらいでした。この40人のときに、では、10日後に2棟増やすぞとかいうところまではやっぱり言えなかった。その判断というか、決断をするだけの確たる、これだけ感染者が増えるという予測ができなかった部分があります。

そういう意味では、10日かかる準備期間を含めて、どう今後、第6波に向けてスピーディーに確保できるようにするかは重要な課題であると思っています。それから、1日に1棟当たり20人と計算すると、宿泊療養は100人ぐらい、そして、入院も含めて150人ぐらいというのがマックスなので、やはり続けて200人の新規感染者が出ると、数十人ずつ、少しずつ待機という形で積み残しが出てきたのが今回の8月下旬の状況です。こういう積み残しを作らずに200人にどう対応するかは、今回の対応を振り返る中で、どの辺をやっていけば改善できるのか、目詰まりを起こした原因はどこか

というのがだんだん分かってきているので、そこをしっかりと改善したいと思っています。もちろん、それは委員会なり特別委員会ですっきりまた説明が必要だと考えています。

それから、お盆の帰省自粛に関しては、さきほど申した県内の感染規模が九州各県に比べて沖縄、福岡に次いでかなり大きくなりました。その辺の背景がどこにあったかは分析したいと思っています。まだそういう意味では、お盆の帰省自粛をしなかったことがどれだけ効いているかは分からない状況です。そのあたりも含めて、そこはしっかりと検討したいと思っています。

それから、重症相当の表記、これは我々もずっと悩んでいます。ネーザルハイフローという人工呼吸管理、気管の中に管を入れて人工呼吸器につなぐのではなくて、鼻の奥まで特殊な管を入れて、自分で呼吸もできるし、御飯も食べられるし、本人にとってはすごく楽な、いい治療方法なんです。酸素吸入の方法があって、これを重症相当としているんですが、いわゆる標準的な重症という扱いではないので、その扱いは我々も今回はっきりさせることができないまま今日に至っているんで、そのあたりをどう県民に伝えるかは、委員長が御指摘のとおり、県民と危機感を共有するという意味では、そういう人工呼吸管理ではないんだけど、普通の呼吸管理では治療できない重症に近い方がこれだけいらっしゃるよということはどう伝えるかは、また検討して、できるだけ答えは出したいと思っています。

若松感染症対策課参事 ワクチン接種の状況です。大分市、別府市が進んでいないのではないかと思います。実は別府市については、べっぴアリーナで夜間の対応等を行うことで接種機会も増えて、県平均を上回っています。

課題としているのが、やはり大分市の接種率です。大分市でも県営で夜間の接種機会を増やすことを進めました。大分市においても、現在、夜間接種も取り入れています。

あと、ワクチンの量については、県下全市町村において12歳以上の対象人口の8割の方が2回打てる量をきちんと配分しています。大分

市にもきちんと配分しているもので、それに伴って、今、大分市も接種回数をかなり増やしていく計画を立てています。一時期6割ほど減った時期が9月にあり、また6割、ワクチンの供給も戻ったので、その意味では大分市の接種回数も増えてくると思っています。

また、職域接種について、県下30会場あるんですが、そのうち17会場が大分市にあるので、こちらの接種も順調に進んでいき、また、県営センターでも接種が進めば、大分市の接種率も今後、近々のうちに上がっていくものと考えています。

山田福祉保健部長 さきほど3点目のお盆の帰省自粛の件で、規制をしなかったことが拡大につながったのではないかということですが、お盆の帰省をどうするかは本部会議でもいろいろと議論しました。県によっては一律に帰省は自粛してくださいというメッセージを出しているところがあるのも確認した上で、どうするかということを議論しました。帰省にもいろいろあって、友達に会いに帰るといふ人ももちろんいらっしゃるでしょうし、中にはおじいちゃん、おばあちゃんが危篤で入院していて、今回帰らないと会えないかもしれない方など、いろんな方がいらっしゃるということで、それぞれの事情に応じて、不要不急ではない、本当に必要な帰省もあるのではないかという意見もあり、知事が会見をしたときの、温かく大分県は迎えますという言葉だけが報道されがちなんです。その前に知事は、どうしても帰省しないといけない場合には、十分にその前の行動をしっかりと自分で管理して、例えば、その1週間前は外に飲みに行ったり出歩いたりしない、ちゃんと自分の行動を管理してくださいと。できれば事前にPCR検査とかをしっかりと受けて、大丈夫であることを確認して帰ってくると、そういう対策を講じた上で帰省してほしいというお願いをしています。

ということで、結果、その後の感染が、一部には帰省者から広がったというのがありますが、それが全てではない、全国同じように同じタイミングで拡大しているわけで、いろんな要因が

重なって感染拡大が生じたということで、そういう意味では、知事の発言が今回の第5波の主要な原因であると考えるべきではないと。一つの判断、妥当性についてはいろんな意見があるかと思いますが、今、申し上げたように十分対策を講じた上で帰りたい人は帰ってほしいと、そういうお願いをずっとしてきたということです。

工藤審議監 ちょっと前後しますが、大分市のワクチン接種の説明に若干補足します。私なりに大分市の数字を非常に気にしていて、何とか急ピッチでラストスパートをかけたいと思っています。

振り返るといくつか要因がありました。さきほど若松参事が申し上げた職域接種が県内30会場、そのうち17が大分市内であるし、我々も当初、7月末から職域がいけるということで大変期待していましたが、職域の中でスタートが遅れたところが正直申し上げるとかなりありました。今はお陰さまで何とか全部フルマックスでいっていますが、ちょっとそこの遅れがここに来て響いているというのは正直申し上げるとあります。

それと、当初、大分市の予約方式が、コールセンターでの一括受付とまちなかのクリニックが直接電話で対応して受け付ける2本立てで進んでいました。高齢者については、行きやすいところに直接自分で申し込んでということである程度機能していたんですが、現役世代から若い世代になると、自分のかかりつけはなく、開業医に接種の能力があっても、なかなかそこに予約がされないという悩ましい事情もあったと市から聞いています。

なので、我々は今、毎週1回、大分市と接種加速の協議をしています。直接病院に予約をしてくれと言ってもなかなか難しいので、大分市のコールセンターで、市内二百何十か所の医療機関で打てるよとしつつも、なかなかそこに予約が入らない状況を改善したいので、コールセンター側に極力寄せて、どこが空いているかをコールセンターで管理することを今、お願いしています。打てるのに、1日、客が来なかった

というところもたくさんあるので、そこを何とか集約させて、コールセンター管理の中でやっていきたいと思っています。

それと、武道スポーツセンターと新館の県営センターで合わせて3万3千人やります。県営は住所地を問わないと申し上げていますが、実態を見ると8割以上が大分市で、2万数千人分の大分市民の接種も県も力を入れてやっているので、ラストスパートはしっかりかけていきたいと思っています。

衛藤委員長 ありがとうございます。ワクチンについて、さきほど年代別接種の話も藤内理事からあり、私も大分市にいるのでよく分かりますが、年代別って結局予約が取れないんですよ。つい最近まで50代からとか40代からと年代縛りがあったんで、取れなかったんで、それは当然、低いんだろうなと思うし、それが外れてきて今後にしっかり期待していきたいし、それで若い世代がというのもちょっとかわいそうな気もするんで、そこは様子を見ながら、打ちたい若い世代は周りに結構いるんで、そこはしっかり打ちたい方が打てるように、今、話もあったとおりに、進めていただければと改めてお願いします。

お盆の帰省自粛の話は部長から御説明いただきました。少なくとも多くの県民の皆さまにはそう受け止められていないのが実態だと思っています。私なんか仕事柄、話を伺いにいろんなところを回りますが、やっぱりこの批判は多くの皆さまからすごくいただくんですよ。そうではないんだというのであれば、そこはきちんとメディアコミュニケーションなり広報なりをされるべきだと思うし、それがやっぱりきちんと伝わっていないということは、そうではないということだと思います。今まで大体、帰省時期とか人が動く時期と感染拡大の時期が重なっているので、そこに対する広報はもう一度見直していただいて、しっかりと県民の皆さまとコミュニケーションを取っていただきたいと思っています。長々とすみません。以上です。ありがとうございます。

委員外議員どうぞ。

小嶋委員外議員 簡潔に2点だけ。中身の濃い話を聞かせていただいたんで大体のところは理解できました。ありがとうございました。

それで、話にはなかったんですが、ワクチン接種者が保健所から濃厚接触者だということで連絡があった際にはどのような対応になるのかという点を御教示願いたいのが一つです。大体下火になっているんで、そういうことはないかもしれませんが、第6波という話が出てくれば、ワクチンを早く打っている人は3か月、4か月たっていると思うし、ワクチンを打っている人もコロナにかかるという話があり、この辺は関心があるところなので、よろしく願います。

もう1点は、厚生労働省が鳴り物入りで作った、COCOAがありましたね。これが今どういう状況になっているのか。県は多分、今の段階で推奨していないと思うんですが、すごく低い数値で、壊れたりしていました。なぜ質問したかと言うと、自分はスマホに入れているけど、それを外していいかを確認してもらえないかという方も何人かいらっしゃるので、その点、御教示願いたいと思います。

藤内理事兼審議監 濃厚接触者がワクチンを打っていた場合の対応は、直接保健所とやり取りをしている池邊課長に答えてもらおうと思います。

COCOAですが、私もCOCOAは最近全然開いていません。今、本当にCOCOAが機能しているのか、最近はそういう情報も余りないので、それがもしあったら補足します。

今、COCOAを入れている県民が、もう外していいのか、そこは重要な部分なので、しっかり情報発信できるようにしたいなと思っています。

池邊感染症対策課長 ワクチン接種した人が濃厚接触者になった場合の保健所の対応ですが、現時点で国の基準として、ワクチン接種の有無によって行動制限のかけ方であるとか自宅待機の期間を変えるということはありません。ワクチン接種の有無にかかわらず、14日間、不要不急の外出を避けていただいて、できるだけ人

と接触せずに自宅で生活していただくということを言っています。

ただ、一方で、医療従事者に関しては、感染拡大のとき人手が足りなくなることと感染対策ができるので、ワクチンを2回打って2週間以上たっている場合、職場が理解した上で、毎日健康観察することを条件に就業を認めてもいいと特別な通知が出ています。それ以外は、やはり委員がおっしゃったように、ブレークスルー感染など、感染のリスクが全く防げるわけではなく、実際うつっているケースもあるので、やはり注意していただいて、同じように保健所の健康観察を行っています。

それと、COCOAに関して、最近、COCOA云々というのはちょっと私も耳にしています。これだけ感染が広がって、本来であればCOCOAでということがあってもいいんですが、最近本当に聞かなくなっています。お答えになっていなくて申し訳ありません。

小嶋委員外議員 濃厚接触者の関係は分かりました。

あと、COCOAについては、私も聞かれた人には答えたいと思います。もう外しよとっておきたいと思うんですが、それでいいですか。

(「答弁できるんですか」と言う者あり)

衛藤委員長 答弁求めますか。(「求めないです」と言う者あり) 求めなくていいですね。

(「はい。言っておきますんで」と言う者あり)

衛藤委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかに御質疑等もないので、⑤及び⑥について、説明をお願いします。

山田福祉保健部長 それでは、大分県長期総合計画の実施状況について御説明します。

右肩に別冊と書かれた資料、大分県長期総合計画の実施状況についてを御覧ください。

まず、4ページをお開きください。

福祉保健部の所管する施策は、左から2列目、政策の欄の1から3の九つの施策と、7多様な主体による地域社会の再構築の(1)人と人とのつながりを実感できる地域共生社会の実現、

さらに、8強靱な県土づくりと危機管理体制の充実の(4)感染症・伝染病対策の確立の合わせて11施策です。

総合評価はAが8施策、Bが3施策となっております。

本日は、これらの中から、主要な取組の内容とその達成状況について御説明します。

14ページをお開きください。

施策名、結婚・妊娠の希望が叶い、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備についてです。

中段のⅡ目標指標の欄の出会いサポートセンター成婚数を御覧ください。成婚数の目標を累計30組としていましたが、令和2年度末で52組、さらに本日17日現在では69組となっております。

センターの開設から3年が経過しましたが、下段のⅢ指標による評価に記載のとおり、スマホでえんむす部の導入など、会員サービスの向上に取り組んだ結果、登録会員数、お見合い実施回数ともに増加し、目標を大きく上回っています。

今後については、15ページの一番下になりますが、Ⅶ総合評価と今後の施策展開についての一つのポツに記載したとおり、オンラインで新規会員登録やお見合いができる機能を追加するなど、さらなる会員サービスの向上とセンターの利用しやすい環境づくりに努めていきます。

続いて18ページをお開きください。

施策名、児童虐待の未然防止・早期対応等切れ目ない支援についてです。

中段の目標指標、家庭に代わる養育を必要とする子どものうち里親・ファミリーホームで養育する子どもの割合については、達成度102.0%ということで、下段のⅢに記載しているように、里親リクルート活動や、里親向け研修の実施等により、目標を達成することができています。

今後は、19ページの一番下、Ⅶの3ポツ目に記載のとおり、里親リクルート活動員を中心に、市町村とも連携しながら普及啓発活動等を行うことで、里親委託をさらに推進していきま

す。

続いて34ページをお開きください。

施策名、高齢者の活躍と地域包括ケアシステムの構築についてです。

中段の目標指標、要介護認定を受けていない高齢者割合の全国順位については、目標8位、実績9位ということで、おおむね達成している状況です。これは、下段のⅢに記載しているように、市町村とも連携しながら、高齢者の生きがいや健康づくりの活動支援等に取り組んできた結果と考えています。

今後は、35ページの一番下、Ⅶの2ポツ目に記載のとおり、短期集中予防サービスの積極利用に取り組むとともに、オンライン通いの場の推進など、コロナ禍にも対応した介護予防・フレイル対策に力を入れていきます。

続いて56ページをお開きください。

施策名、障がい者の就労支援についてです。

目標指標は、中段の障がい者雇用率の全国順位ですが、目標1位に対し、実績は7位と、日本一に向けては相当の努力が必要な結果となっています。

障がい者雇用アドバイザーによる全業種の企業訪問や、就労系事業所からの人材掘り起こし等、様々な取組を進めてきましたが、全国順位を押し上げることができませんでした。今後は、57ページの一番下、Ⅶに様々記載しましたが、一つは、ポツの一つ目になりますが、雇用促進に加えて、職場定着もしっかり行っていきます。また、ポツの五つ目のとおり、就労移行コーディネーターの伴走型支援による一般就労への移行を促進するなど、日本一の実現を目指していきます。

以上で、安心・活力・発展プラン2015の達成状況についての説明を終わります。

一丸こども未来課長 委員会資料の2ページをお開きください。

大分県次世代育成支援行動計画おおいた子ども・子育て応援プラン（第4期）の進捗状況について御報告します。

このプランは、次世代育成支援対策推進法に基づく本県の行動計画として、また、長期総合

計画の主要政策の一つである、子育て満足度日本一の実現を目指す部門計画として令和2年3月に策定したものです。

資料2ページから5ページまでに個別事業ごとの評価として、第4期計画の初年度となる令和2年度末の実績を一覧表で記載しています。

表の一番左側、第1章子どもの育ちと子育てをみんなで支える意識づくりや第2章結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくりなど八つの基本施策（章）に沿って、88項目の指標にそれぞれ目標値を設定しています。

表の右上に、88項目の結果をまとめて記載していますが、令和2年度末目標値に対する達成率は、二重マルの100%以上が34項目、マル印の90%以上が15項目、サンカク印の90%未満が13項目、横バーの実績値未確定が26項目となっています。

達成率が90%に満たなかったサンカク印の項目について、主なものを御説明します。

ナンバー6、特定不妊治療費の助成件数です。特定不妊治療に対する助成は、年間1,100から1,200件程度で推移していますが、新型コロナウイルス感染症に対する不安視から、妊娠を控える動きがあることも目標を下回った要因と考えています。

ナンバー44、男性の育児休業取得率です。

男性の育児休業取得率については、基準値に対し3.1ポイント上昇したものの、目標値の達成には至っていません。引き続き、商工観光労働部と連携し、子育て中の父親や企業経営者を対象としたセミナー等の開催、先進的な中小企業の取組や制度改正の内容を周知することで企業の取組を促進していきたいと考えています。

ナンバー63、大分県母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業件数です。

登録者の就業件数について、基準値に対し、達成率は38.9%にとどまりました。コロナ禍による労働市場の悪化で、雇用の機会が減少したことが要因と考えられます。同センターとしての職業紹介件数や新規の雇用紹介先企業の開拓件数は伸びており、引き続き、ひとり親へのきめ細かな就労支援に取り組んでいきます。

次に、6ページをお開きください。

総合的な評価については、11項目の指標と目標値を設定しています。

表の右端に、平成30年度末基準値と比較した令和2年度末の進捗状況を矢印で記していますが、上向きとなったのが、①住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度が高い、やや高い人の割合など5項目で、なかでも⑨放課後児童クラブ待機児童数は全国20位から12位に改善しました。

一方、下向きとなった4項目のうち、⑥ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があると答えた母親の割合については、3歳児健診の時に母親にアンケートをとるもので、主観的要素が強く、誤差もどうしても出てしまうため、年次比較が難しい不安定な指標ではありますが、母親のメンタル面を見ていくことが最近、重要視されていることから、第4期から追加した項目となっています。これは順位を下げたものの、基準値の72.0%に対し71.3%と誤差の範囲内であり、国の目標値64.0%も大きく上回っている状況です。

また、⑧保育所待機児童数についても、全国8位から12位に順位を落としています。これは令和2年4月1日現在の待機児童10名が算出根拠となっており、令和3年4月1日現在の待機児童は、統計開始以来、初めてゼロを達成できました。

第4期計画がスタートし1年半が経過しましたが、このような進捗状況を踏まえつつ、県議会をはじめ、おおいた子ども・子育て応援県民会議等でいただく御意見を参考に、引き続き、子育て満足度日本一の実現を目指し、市町村や庁内各部局と連携を図りながら、各種施策を全力で進めていきます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 すみません、では私から。

部長から御説明があった長期総合計画の実施状況についてと、これも後で絡んでくるんです

が、4月の委員会で人口ビジョンについて質問しました。数字へのひも付きをきちんとやっていかないと達成が難しいのではないのでしょうかという話をした中で、全庁をあげて引き続き取組をしたいという御答弁がありました。その後、そういった点の検討の状況がどうなっているかを教えていただければと思います。

人口ビジョンを改めて見返したんですが、主に自然増減が福祉保健部の関係するところだと思うので、ここに絞るんですが、2020年の自然増減がマイナス6,205人、2025年がマイナス6,585人となっています。やっぱりこの数値目標とそれぞれの施策というのがきちんとひも付いていかないと達成が難しいのかと改めて思っています。これをどうやって結び付けていくか、その検討状況を教えてください。一番最初と同じなんですが、そういった意味で教えていただければと思います。

子育て満足度日本一とか健康寿命日本一をその手段として掲げているんですが、これはあくまで手段だと思っています。子育て満足度日本一になったら人口減少幅がどれくらい小さくなるのか、健康寿命日本一になったらどれくらい人口減少幅が小さくなるのか、このひも付けとか検討がもうちょっと突っ込んでなされるべきなんではないのかなと思います。

子育て満足度日本一になったからといって、人口減少が減らなかったら何の意味もないわけで、結果としては意味がないわけで、そこを施策と数値目標のひも付けというのを早急に行うべきと考えますが、その点はいかがでしょうか。

もう1個が、今回の一般質問で大友議員が人口問題について質問されていました。その中でいくつか施策提案されていたんですが、知事答弁の中で、結婚支援に重点を置くからほかのはまずはやらないんだという答弁があったと思います。口頭だったんで細かいところはニュアンスの違いはあるかもしれないんですが、さきほど話もあったように、長計のところを見ても、主な例として、おおいた出会い応援事業をあげていました。令和2年度で52人の成婚数と。合計特殊出生率は1.5から1.6ぐらいなん

で、これのインパクトは多分、多めに2掛けても将来的に100人増えるかという程度のインパクトで、全然スケール感が足りないと思うんですよね。これをまず力を入れてやるからいいんだという答弁は、今までの話の中で、県の方針として、結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援をやっていくという話と、まずは結婚支援をという話は、全く矛盾する話だと思っています。そこの整合性について、やれることは全てやると言っているのに、これだけをまずやりますと言っているので、全然話が違うんで、そこがどうなっているのかを御説明いただけますでしょうか。

山田福祉保健部長 人口問題については、本当にビジョンを策定した以上、その結果を出すための政策はしっかり作っていかねばいけないという認識は全庁持っています。今、政策企画委員会等を通じて各部でそれぞれどういう課題があるのか、どういうことをやっていかねばいけないのかというのを持ち寄り、部長会議でも何度か政策議題にあげて、全庁あげてこの人口問題は重点課題として取り組んでいます。

そういう中で、今、人口減少の要因が様々あるんですが、それを詳細に分析する中で、結婚したカップルが産む子どもの数というのは、以前、例えば、30年前と比べて逆に増えているんですよね。結婚したカップルが産む子どもの数は増えているだけけれども、そもそも結婚したカップルの数が激減している、半分になっている状況があります。現に生涯未婚率が以前1.何%とかその程度だったものが、今は50歳の男性の未婚率が24.何%という、もう4人に1人が生涯未婚という状況です。そもそも結婚しないと——欧米の場合は婚外子、結婚しなくても子どもを産む、そういう社会の暗黙の了解があるんですが、日本は結婚しないと子どもを作らない、作ってはいけないみたいな社会規範があって、そうなるとうやはり結婚対策というのはしっかり進めていかないと、未婚の人がどんどん増えていくんでは子どもを望むべくもないと。

そういう意味合いで、これから婚活支援にもしっかり力を入れていきますということです。その手段の一つとして、出会いサポートセンターがありますが、それ以外のいろんな取組もあわせてやっていこうということで、それはまたこれから、県だけではなくて市町村も一緒にやっていかないといけないので、同じような認識を持ってやっていこうと思っています。

子育て対策自体もいろんなことをやっているんですが、それが本当に、これがあるなら子どもを作ろうかというところに結び付いているか、そういう検証も一つ一つ今やっています。何もかもできないんで、医療費から保育料から何もかも出してあげればいいのかと言うと、限られた財源の中で、どこに効果があるのかを見極めていかないといけないので、そこも今あわせてやっています。

たまたま今コロナによる出産控えで出生数が激減したりとか、あるいは社会増減も外国人が来なかったりとか、いろんな特殊要因が働いて、例年とは違う状況なんで、今の数字をもってどうこう言うのもどうかなとも思うんですが、ただ、長期的な傾向はしっかり出ているので、そこをしっかりと見極めて有効な対策を考えていきたいということです。

衛藤委員長 産む数が30年前から比べて増えていると。その話なんですけれども、この人口減少問題自体に取り組むようになってから、少なくとも私が初当選した6年前からこの問題、知事は言い続けているわけですよ。今そんなことを言っているんですかというのがやっぱり正直な感想です。それはもっと前に洗い出しが終わっていないといけない問題だと思うし、その意味で、私の最初の指摘で矛盾していないですかという話なんですけど、やっぱり矛盾していると思うんですよね。

結婚支援に重点を置くという話なんですけど、やっぱり桁感が2桁違うと思っています、今の数字からいったら。そこをもうちょっと、今の説明だったら、この2桁の違いをどうやって埋めるかが全然見えてこないのが正直な感想です。そこは早急に取り組んでいただかないと、これ

までの6年間を無為に過ごしていると言わざるを得ない状況に今なっており、全く結果が出ていないわけですから、やっぱり知事、政治家としての結果責任というのはきちんと発生するので、そこは県庁あげてしっかり取り組んでいただければなと思っています。

政治資源は有限だと思います。マンパワーにしても予算にしても有限なわけだから、では、それをどう振り分けるかという話の中で、今までは切れ目なくやると言っていたのに、振り分けの重点の仕方を変えるということは、それは政策の転換なわけで、そこはしっかりと御説明をしていただかないと、今までと変えますと、今までのとは違っていました、変えます、見直しますとはっきり県民の皆さんに、これまで税金を使ってきたんですから説明していただく必要があると思います。その点もきちんとこれから考えていただければと。その点いかがですか。

山田福祉保健部長 どこをどう変えるというのを今具体的に、今までやってきたことを、これをやめますというところまで踏み込んだ検討は今時点できていないので、もしもそういうことを打ち出す場合は、当然、議会にも御相談しながら、お諮りしながら進めていきたいと思っています。

ただ、今までやってきたことが、では、全然効果がなかったかという、それは違うんじゃないかと。人口減少は大きな社会のすう勢であり、大分県がほかの県と比べて極端に劣っているということは決してないんじゃないかと思っており、今までやってきたことの積み重ねが今に至って、十分ビジョンの目標を達成できているかという、そこは足りておらず、その結果責任というのはもちろんあるんですが、ただ、今までの政策が間違っていたかと言うと、それはそうではないんじゃないかと考えています。そういったこともあわせて御相談させていただきながらこれから進めていきたいと思うので、よろしくをお願いします。

衛藤委員長 方針の転換を議会に諮ると言ったんですけど、もう一般質問で知事が方針の転換を言ってしまうわけですよ。そこは既

に出してしまっているわけなので、そこは追っかけできちんと説明して。

山田福祉保健部長 知事の答弁が、今までやってきた子育て支援ではなくて、これからは結婚の支援に切り替えますとは言っていないと思うんですよ。これまでの子育て支援に加えて、結婚支援にも力を入れていきますと、そういう言い方だったと思います。だから、大きく方針を転換したかと言うと決してそうではなくて、別に今年から結婚支援を始めるわけではない、今までもやってきた、それをさらに効果的なものにしていきたい、拡充していきたいと、そういう意味での発言であったのではないかと思います。

衛藤委員長 すみません、余り時間を——結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援というのがベースですよ。これは全然違いますよね。だから、僕はそこが違うと思うんですよ、そこが大方針であって。余りここで皆さんを付き合わせて議論するのも悪いので、また改めてやらせていただきたいんですが、そこはきちんと踏まえて説明していただかないと、やれることは全部やると言っ、これはやらないと言っているのと一緒なんです。言っておきながらこれはやらないと言ったということなんで、そこはやっぱり我々も矛盾として感じるということで、すみません、あまり長くなってしまうので、ここまでにさせていただきます。

それでは、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありますか。

末宗委員 今、議論を聞いていて、大分県の政策で行政改革をずっとやって、一番大きな間違いは保健所を減らしたことだと思っているんですよ。福祉保健部も反対しきらんかったんだろうけど、あれでほんのちょっとの予算の削減ができただけで。僕が生まれたときから健康の安心・安全は保健所やとずっと言われ続けて育ってきたのになくなって、今回これを機に、今、コロナが落ち着いてきたき、保健所をもう1回復活する案あたりは考えがないのかどげえかね、ちょっ

とその所見だけ聞きたいんじゃないけど。

山田福祉保健部長 保健所の再編については、基本的に医療圏を6圏域にしたときにあわせて再編したんですが、そのときに、実際に現場の保健師とか最前線で働く実働部隊の数は実は減ってなくて、保健所の数を10を6保健所、3保健部にすることによって、管理職とか事務部門とかの削減が行革の意味ではメインだったんですね。現場の最前線の戦力の部分は減らさないようにという配慮の下に組織改正を行ったということで、当時と比べると今現在、今年度現在は逆に保健師の数は増えています。

ということで、当時、再編したことによってそれぞれの拠点保健所に専門的な技術職員が複数体制できたということで、逆にそのときよりも個々の保健所の機能が強化されています。例えば、東部保健所とか豊肥保健所とか検査部ができて、PCR検査までできる体制になったりとか、そういうことで個々の保健所に専門人材を集中させ、厚みを持たせることで機能強化が図られている部分、いい部分もあるということなので、必ずしもそれによって弱体化したわけではないと考えており、今回みたいなきはいくら人数がいても対応は正直できないですよ、通常ベースの体制では。だから、それに県庁から、あるいはほかの地方機関からも応援を出すのは、災害のときと同じで、今回も災害対応と同じ対応をせざるを得ない。通常ベースの体制ではとても対応できないのは致し方ないんじゃないかと考えています。

末宗委員 部長の意見を集約すれば、大分県は保健所はゼロでもいいんですよ、部長のそういう体制ができるなら。この県庁だけでできるんですよ。だけど、世の中はそういうもんじゃない。現場各所各所に1人ずついて、安全が地方の現場から来ているんですよ。行政改革で9千万円減らしたわけよ。あの保健所を減らしたのが、たった9千万円しか県に貢献していない。今やったら一つの保健所が90億円も900億円にもなる話よ。そういう間違いを間違いと認めきらんからね。あのときそういう方針でやったのは僕は間違いじゃないと思うんだけど、強引にやったんだけどね。

そういうのを真理をねじ曲げて理屈ばかり言うても世の中はよくなるよ。それだけでいいや。
衛藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにないようですので、これをもって、福祉保健部関係の審査を終わります。執行部はお疲れさまでした。

〔委員外議員、福祉保健部退室〕

衛藤委員長 それでは、内部協議を行います。まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、県内及び県外所管事務調査についてですが、前回の委員会では、様子を見ながら適宜判断するとしていました。

ちなみに、県外調査についての他の都道府県の状況を申すと、実施予定が3、中止が13、保留が32となっています。

現状を鑑みると、年度内の残りのスケジュール感を見ましても、県外はちょっと厳しいのかなど。

県内なんですけれども、できるしとたら今のところ11月の第1週から3週の間ぐらいしか——10月末まで決特があるんで議会事務局が動けないんで、11月の3週の中で、どういう形だったらできるか、受入先に迷惑がかからないかを含めて執行部と相談して、やる方向でお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 では、行程等については委員長に御一任いただけませんか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 最後に、ほかに何かありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようなので、これで委員会を終わります。

お疲れさまでした。